

LIBRA

2016年 6 月号

〈特集〉

近時の刑事裁判実務

— 裁判員裁判制度スタートから7年経過して —

〈インタビュー〉

ラグビー日本代表選手 藤田慶和さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2016年6月号

特集

02 近時の刑事裁判実務

— 裁判員裁判制度スタートから7年経過して—

- 裁判官・弁護士 座談会
- 裁判員裁判の流れと注意点

インタビュー

20 ラグビー日本代表選手 藤田慶和さん

ニュース&トピックス

- 24 • 2015年度「女性支援ネットワーク会議」報告
• シンポジウム「新聞と第三者委員会—報道評議会の理念は間違っていたのか—」

クローズアップ

30 2015年度 委員会等表彰

連載等

- 28 常議員会報告 (2016年度第2回)
- 34 弁護士会から苦情伝達の電話が来たら～市民窓口の現状と会員としての対応～ 石本哲敏
- 38 裁判官の職務情報提供推進委員会報告 森田太三
- 39 あっせん人列伝：第4回 伊藤紘一会員
- 40 今、憲法問題を語る
第57回 「国家緊急権問題」に関する勉強会を開催 下林秀人・杉浦ひとみ
- 41 性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を
第15回 オーストラリア弁護士連合会次期会長フィオナ・マクリード氏インタビュー 坂野維子
- 42 近時の労働判例
第41回 東京地裁平成27年6月2日判決 (KPIソリューションズ事件) 市川雅人
- 44 刑弁でGO!
第67回 日弁連ライブ実務研修「刑の一部執行猶予制度と情状弁護」原 香苗・桑原 慶
- 46 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第78回 横浜弁護士会(現 神奈川県弁護士会)との経験交流会の報告 加藤剛志
- 47 67期リレーエッセイ：弁護士は嫌われ者？ 木下圭一
- 48 via moderna：第63回 弁護団で活躍する若手に聞く～NOON弁護団 編～
水谷恭史／聞き手：武田浩一
- 50 わたしの修習時代：伸びやかに過ごした2年間 37期 太田治夫
- 51 コーヒーブレイク：大人のためのLed Zeppelinのススメ 高橋右京
- 52 心に残る映画：『ブラッド・ダイヤモンド』 高島敏秀
- 53 同好会通信：vol.3 棋友会 囲碁ガール対談(その2) 鈴木かおり・舟橋史恵
- 54 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 56 会長声明
- 64 インフォメーション

近時の刑事裁判実務

— 裁判員裁判制度スタートから7年経過して —

平成21年5月21日に裁判員裁判制度がスタートして7年が経過しました。それに伴い、刑事裁判実務も、大きく変化しています。

今回、東京地方裁判所刑事部の部総括判事と刑事弁護の第一線で活躍する弁護士に参加いただき、近時の刑事裁判についての座談会を開催しました。各テーマは、初めて裁判員裁判を担当した会員の疑問点や気づいた点がもとになっています。

本特集は、裁判員裁判を担当した場合に、進行、留意点、心構え等につき具体的にイメージし参考にできるようなものとなっており、また、近時の刑事裁判の動向についても把握できるものとなっています。是非ご一読下さい。

(難波 知子, 伊藤 敬史)



裁判官
×
弁護士
×
座談会

日 時：2016年3月25日(金)

場 所：弁護士会館6階来賓室

出席者：齊藤 啓昭 裁判官(東京地方裁判所刑事第3部 部総括・42期)

神山 啓史 弁護士(第二東京弁護士会・35期)

山本 衛 弁護士(東京弁護士会・64期)

A(匿名) 弁護士(東京弁護士会・60期前半)

司 会：前田 領 弁護士(東京弁護士会 理事者付嘱託(刑事弁護センター兼務)・60期)

1 自己紹介

前田：平成21年に裁判員制度が始まって以降、刑事裁判が大きく変化したのではないかということで、今回、座談会を開くことになりました。

裁判員裁判を初めて経験した弁護士や、多数経験している弁護士に加え、裁判官もお招きしておりますので、みなさまより、様々なご意見を伺えればと思います。まず、司会は、私、東京弁護士会嘱託の前田が務めさせていただきます。では、おひとりずつ自己紹介をお願い致します。

山本：東京弁護士会所属の山本です。64期です。普段から、結構、刑事事件をやっている、裁判員裁判は、13件やっています。今やっているのを含めると15件を超えるくらいの裁判員裁判を経験しています。新人の中では裁判員裁判をたくさんやっている方だと思いますので、そういった立場から今日は、お話しできればと思っています。

神山：第二東京弁護士会の神山です。35期です。裁判員裁判の関係では、実施前の裁判所、検察庁、弁護士会が協力してやる模擬裁判の時代から関わってきましたし、裁判官、検察官、弁護人が共に研究する研究会にもたくさん参加させてもらいました。裁判員裁判は、実際には3件しかやっていますが、今、そのような経験を踏まえて司法研修所で刑事弁護の教官をしています。

齊藤：東京地方裁判所刑事第3部で部総括をしております齊藤と申します。42期です。私は、平成22年の4月から東京地裁、あと千葉地裁でも裁判員裁判をやっております、裁判長としてこれまで80件ぐらい、裁判員裁判の担当をしております。

A：Aです。60期代前半です。先日、国選の窃盗（万引き）事件を担当していたところ、起訴された後に被告人が強盗致傷事件で逮捕、勾留、追起訴され裁判員裁判対象事件になりまして、初めて裁判員裁

判事件を担当することになりました。その際、初めて経験したことや疑問に思ったことがたくさんありましたので、いろいろお伺いしたいと思い今回参加させていただきました。

2 近時の変化

最近の刑事裁判

前田：神山さん、まず、最近の刑事裁判で変わったと感じるところは、どういうところでしょうか。

神山：大きく三つあると思います。一つめは、捜査の段階で、取調べの可視化、つまり、取調べの録音・録画がかなり導入されたという点、二つめは、公判が始まる前の手続の段階で、公判前整理手続をやれば当然ですが、やらなくても、任意の証拠開示がかなり広がった点ではないかと思います。

三つめは、公判において、いわゆる人証中心の裁判、とりわけ被告人質問を先行して乙号証を使わない裁判が広がりつつある点は、僕が30年前に弁護士になったときには考えられないような変化のように思います。

被告人質問先行

前田：今お話に出てきた被告人質問先行についてお伺いします。被告人質問先行というのは、被告人の供述調書の任意性に争いが無い場合でも採否を留保して公判で被告人質問を先行させて、被告人質問で必要な供述がなされたときには、供述調書については検察官が請求を撤回あるいは裁判所が却下するという運用ですね。

A：被告人質問先行は、今、裁判員裁判以外の裁判（以下「裁判官裁判」と表記）でも一般的になりつつあるのでしょうか。

齊藤：裁判員裁判では、当初からやっていますが、東京地裁では、裁判官裁判の自白事件でも平成25年頃から各部で取り組んでいます。

これまでは、どちらかといえば裁判所から検察官と弁護人に働き掛けて実施していましたが、昨年の途中からは、むしろ当事者、特に弁護人から申し出をしていただいて、具体的には、例えば犯情や経緯に争いがあるとか、捜査段階の調書について任意性は争わないけど不満があるとか、否認していたが公判で自白になったとか、そういう事件を中心に実施している部が多いと思います。

前田：自白調書の信用性について争いなくても、被告人質問を先行することもあるのですか。

齊藤：そうですね。乙号証の意見は、「不同意、ただし任意性は争わない」と言われる方もいますし、「直接主義の観点から不同意」とおっしゃる方もいますし、「同意するけれども、被告人質問を先行するので不必要」とおっしゃる方もいます。それは、様々ですね。

前田：神山さんは、この点について、どのようにお考えですか。

神山：そもそも被告人が目の前にいて、その被告人の話聞くのに捜査官が作った調書が採用されるということについては、ずっと違和感を持っていました。被告人が現にいるわけですから、被告人の供述を聞くのであれば直接聞いてほしいです。直接聞けば、調書は、不必要になるだろうということで、この扱いを裁判官裁判でも広げていきたいと思っていますし、そうあるべきだと思っています。

A：検察官に立証責任があるにもかかわらず、争いのない犯行態様も被告人質問先行にする理由は、直接主義の観点からということでしょうか。

神山：検察官に立証責任があるとはいえ、被告人が法廷で語れば、それで足りるわけですから、被告人に語らせるべきです。それに対して検察官が、必要が



東京地裁刑事第3部
齊藤 啓昭 裁判官

あれば更に反対質問をすれば足りるということで、要は、被告人の言い分は、弁護人の責任で法廷に出すというのが、あるべき姿だろうと思います。

前田：実際の裁判で、山本さんはどうされていますか。

山本：積極的に活用しています。やはり直接聞いてもらった方が分かりやすい、あるいは適切に伝えることができる、あるいは、こちらの求める結論を効果的に伝えることができるというように考えたときには、積極的に被告人質問先行を求めるようにしています。

前田：神山さん、常に被告人質問先行の方がよろしいのですか。

神山：そこは難しいところですね。弁護人が考えるべきは、最終的には被告人の利益ですから、調書を採用して朗読してもらった方が被告人のためになると思えば、そういう取り扱いもあると思います。ただ、調書は、やはり捜査官が作った文章ですから、それよりは、本人の口から直接語ることに意味があると思います。特に自白事件で罪を犯したという場合、自分がどんな罪を犯したのかについて被告人がとつとつ語り、自分がどれだけのことをしたのかということを実感しているということが伝わることによって、より反省をしているという心情が伝わることもあります。調書の方が被告人の利益になる場合というのは極めて例外的な場合でしょう。

前田：齊藤さん、裁判官の立場から乙号証を採用する場合と被告人質問が先行して行われる場合とで印象が異なるところはありますか。

齊藤：一番感じるのは、弁護人から先に不利な部分も含めて、犯行態様も含めて聞くことで被告人の側のケース・ストーリーというのが一貫して語られるところは、とても印象が深いと思います。

検察官が犯情を先に質問すると、大抵の場合は、少しでも変遷があると、捜査段階の供述に引き戻すような質問とか、どうして変遷したのか、取調べで言いたいことが言えなかったのかと、どうしても捜査

段階の供述に関する質問が続くことになります。弁護人が自分の質問で被告人のストーリーをきちんと語らせることによって、審理の中心が被告人の言い分に集中していくという意味が大きいと思います。

証拠開示

前田：次に、証拠開示についてもお伺いしたいのですが、山本さん、裁判官裁判でも証拠開示請求はやりますか。

山本：はい、ほとんどの事件でやるようにしています。少なくとも任意の開示の請求あるいは公判前整理手続に付することの職権発動の申し立てを利用して証拠開示をできるだけ受けられるようにしています。

比較的、任意の証拠開示に応じてくれるという印象はあり、特に類型に該当するようなものは出してくれる検察官が多いという感じはします。

ただ、個別の事件で、検察官によるのか事件によるのか分からないのですが、任意だと少しもめたりした経験もあります。

前田：裁判官も、任意開示がなされているという印象をお持ちですか。

齊藤：そうですね。検察官が、非常に柔軟に任意開示を先行してやっているといます。私自身は、ここ数年、証拠開示について裁定の決定をした経験がありません。かなりの事件は任意の開示で十分な証拠が開示されていると言えるのではないのでしょうか。

今、山本さんが言われたことの関係で言うと、検察官としても俗に言う証拠あさりのようなことは、かなり警戒しています。やはり、弁護人からどこを問題にしたいのか、何を争点にしたいのかということはある程度言ってもらえると、そこについての証拠はこういうふうに出ましようとなります。公判前整理で積み重ねてきた運用というのが、それ以外の事件でもかなり活用されていると思っています。

判決書の変化

前田：齊藤さん、裁判官裁判でも判決書は変わりましたか。

齊藤：私自身は、かなり変わったなと思っています。一番変わったのは、やはり整理した争点について本当にポイントとなる証拠を調べているので、判決書でも決め手になった理由を簡潔に書くことを心掛けています。当事者の方からは、結論の分岐点が示されて分かりやすくなったと言っていたこともありますし、あまり言いたくないですけど「控訴理由が書きやすくなった」とおっしゃる方もいます。どこで勝負がついたのかがはっきり分かるということだと思います。裁判所の中でも、まだ裁判員裁判が中心ですが、判決書の検討というのを繰り返し行って、あるべき判決書の姿は、ある程度共有されてきたかなと考えています。

3 裁判員裁判

裁判員裁判導入後の変化

前田：裁判官裁判が変わった理由として、やはり裁判員裁判が導入されたということが大きいのではないかなと思っています。裁判員裁判と裁判官裁判の違いですが、神山さん、一番大きな違いは何ですか。

神山：一番大きな違いは、判断者に市民が入るということで、法廷で見て聞いたもので心証を取ることですね。後で、膨大な書面を読んだりはしません。法廷で心証を取らせるような裁判を当事者もしなければ、結局は裁判員を説得することはできないことが一番大きな違いだろうと思いますね。

前田：裁判員裁判をやるにあたって、弁護人に専門的な知識とか技術は必要なのでしょうか。

山本：必要です。

前田：知識や技術向上のために弁護士会ではどのようなことをしていますか。

山本：近時の刑事裁判は、法廷での活動によって結論が左右されるという裁判になったと理解しています。

そのために法廷でどういうふうに自分たちの主張を伝えるのが効果的なのかというところを訓練するための実践的な研修を弁護士会ではやっています。

具体的には、模擬の記録を題材にして、冒頭陳述から尋問から弁論から全て実際に受講生がやってみて、講師がそれに対して批評、コメントをします。これは、2日掛かりでやっていて、実際に口頭で説得するということを学ぶことのできる研修を工夫してやっているところです。

神山：裁判員裁判では、集中審理ですから、始まってしまうと一気に終わりまで行きます。裁判が始まる前に求める結論等を導く理由、いわゆるケース・セオリーと言われるものをちゃんと持っていなければならないという意識は弁護士会にはかなり広まったと思います。

弁護士会の名簿

前田：弁護士会では、裁判員裁判を担当するための名簿を作っているのですか。

山本：はい。会によりますけれども、少なくとも東京弁護士会では、国選事件では、先ほど私が申し上げたような研修や事前のケース・セオリーの重要性、準備の重要性をきちんと学んでもらえるような公判前整理手続に関するような研修等、一定の研修を受けることを要件にして、裁判員裁判を受任できる名簿を作ることになっています。

前田：当番配点や国選受任段階では、裁判員対象事件の場合には、裁判員裁判名簿に登載されている会員が担当することになっているのですが、今回のA弁護士のように再逮捕、勾留状と異なる罪での起訴、

起訴後の訴因変更等によって、裁判員名簿に登載されていない人が裁判員裁判を担当することが結構多いという報告があります。こういう場合には、弁護士会ではどのような対応をしているのですか。

山本：まずは、必要な研修を受けていただくというのが一つと、あとは、弁護士会にご相談いただければ、裁判員裁判の研修や講習をきちんと受けた弁護士を2人目の弁護人として複数選任の申し出をするという制度が整えられています。ぜひ、弁護士会に相談してください（問い合わせ先：事務局人権課 TEL. 03-3581-2205）。

前田：最近、東京弁護士会で複数選任の制度が変わったとのことですが、どのように変わったのでしょうか。

山本：今までは自由に裁判員裁判の2人目の弁護人を選ぶことができていたのですが、今後は、裁判員裁判の名簿に登録している人でなければ選任できなくなりました。

前田：どうしてそのような手続に変更したのでしょうか。

山本：裁判員裁判の経験がなく必要な研修を受けていない人が、自分がやりやすい人という視点だけで2人目を選んでしまうと、結局、複数選任しても、両方も裁判員裁判に精通していない状況が起き得て、一番不利益を受けるのは被告人となります。そういったことは会としては望ましくないというように考えて改定をしました。

神山：齊藤さん、裁判所から見て、今、弁護士会でやっている研修の成果はどのような評価なのでしょう。

齊藤：研修や反省会、意見交換会等に参加していただいて、多くの方が最新の裁判員裁判の経験に触れていらっしゃるということは、とても貴重な点ではないかと思います。公判前整理や公判を円滑に進行させるには、大いに役立っていると思います。

先ほど山本さんに言っていた複数選任の2人目の選任に弁護士会に参与していただくというところも、その結果、経験が少ない方同士がペアになっ



第二東京弁護士会
神山 啓史 弁護士

てしまうことがほとんどなくなりましたので、裁判所としても歓迎しております。

公判前整理手続

前田：では、公判前整理手続についてお伺いしたいと思います。簡単に流れを説明しますと、東京ではほとんどの場合、検察官が起訴後2週間以内に証明予定事実記載書の提出・証拠請求がなされています。そして、その前後に、第1回期日の打ち合わせがあり、その後、類型証拠開示請求、証拠意見、予定主張、主張関連証拠開示請求などを行い、期日の仮予約という流れになるかと思えます。

ところで、第1回の打ち合わせは、大体、いつ頃行われるものなのでしょうか。

齊藤：大体、起訴後1週間前後で行っている部が多いのではないのでしょうか。

前田：ここでは、何をするのでですか。

齊藤：部によりますが、私のところでは、まずは当事者の顔合わせをします。特に弁護人の方は初めて一緒にお仕事する方も多いものですから。それから、検察官には追起訴の見込み、証拠開示の予定などについても確認をしています。

最近では、多くの検察官が、「柔軟に任意開示します。何か開示してほしい点があれば教えてください」とお話しになりますので、弁護人から「○○の点を争うことを考えているので、類型証拠、主張関連証拠を問わず手厚く開示してもらいたい」というような要望が述べられることもあります。

あと、この段階で、検察官、弁護人から進行について要望があれば、それもお聞きすることになっています。

神山：68期から研修所で配られる刑裁の教材として、以前使用されていた『刑事第一審公判手続の概要(解説)』は、もうなくなりました。『プラクティス刑事裁判』(法曹会)という裁判員裁判を前提とした

ものになりました。

そこには、主体的に公判前に取り組む弁護士像が描かれています。つまり、裁判所から言われたので何々をするとか、言われたのでいつまでにやるとかではなくて、事件を受けて起訴されたときに検察官と連絡を取り合って、当事者が主体的に進めていくそういう当事者像を描いています。ぜひ、それは、必読文献として読んでいただきたいと思っています。

齊藤：裁判所が一番気にしているのは、ちょっと偉そうな言い方かもしれませんが、お任せしていて大丈夫なのかどうかということです。分からないこととか、まだ経験がそれほどないので裁判所はどういうふうに進めるのか分からないという疑問があれば、遠慮なく訊いていただきたいと思っています。分からないまま準備しても、無駄になってしまいます。裁判所は、決して争うか争わないかとか言質を取ろうとしているわけではなくて、経験のある弁護人が行われているような公判前整理の準備を、ご自分で本当に主体的に取り組もうとしていただいていることさえ分かれば、打ち合わせの目的は、もうそれで達していると考えています。

前田：山本さん、検察官から任意開示されることも多いようですが、それでも証拠開示請求は必要なのですか。

山本：絶対に必要です。最初に検察官から開示される証拠というのは、任意開示分を除けば請求証拠ということで、特に裁判員裁判は重大事件ですから、その背後にかなりの数の証拠が眠っています。それは、もちろん検察官が重要でないと考えた証拠ですけれども、その中には、もちろん弁護人にとって重要だと考えられるような証拠が入っていることもあるし、あるいは、例えば、証人の信用性が問題になり得るかかどうかというのは、過去の調書を見ても分からないところがあるので、必要不可欠なものです。

そして、弁護側としては、先ほど証拠あさりを検

察官側が警戒しているという話もありましたが、それでもできるだけ多数の証拠について、多少は無駄な証拠と思えるような証拠でも、開示を請求するという姿勢が大切だと思います。

神山：特に、供述に頼らないで状況証拠で起訴する事件があるとすると、弁護人は、その初動の捜査のときに現場で何が発見されたかということについて、手掛かりがないわけですね。そうだとすると、発見されたもの全てを見て、例えばAという物が発見されているその証拠評価は、Bという物やCという物があるかないかで変わってくるものですから、一体、現場から何が発見されて、どういうものが発見されていないのかみたいなことの全てが分からないと正確な状況証拠の評価はできません。ですから、それは証拠あさりなどではなく、必要な証拠の開示になるわけです。仮に証拠あせりと検察官が言ったとしても、それは検討するのに必要な証拠だと、弁護人の立場からは、もっと強く言っていると思います。

証拠意見

前田：次は、証拠意見についてです。

A：一般的に目撃者や被害者の調書は、不同意にして、尋問をした方がいいのですか、それともケース・バイ・ケースなのでしょうか。

神山：その証拠に同意をするかどうかというのは、弁護人の立場からすれば、どちらが被告人の利益になるかを考えるわけですね。ただ、従来は、本人が認めているし、特に間違いはないだろうということで、安易に同意をしていた部分があると思うのです。それは、良くないので、よくよく考えてみるべきです。例えば、弁護人に有利な事情があるとすると、むしろ証人に来てもらって、それをリアルに語ってもらった方がいい心証は取れるわけですよ。

それから、まあ、間違いはないと思うけれども、



東京弁護士会
山本 衛 弁護士

例えば被告人が知らないことが書かれてあるとすると、それは、法廷でそれを吟味、検討する機会を持つべきです。

前田：裁判員裁判が始まる前だと、いわゆる自白事件、量刑だけが争点となる事件については、「同意、ただし信用性を争う」と意見を出すこともあったと思います。また、「不同意」と言っても、裁判官に「同意でいいのではないですか」などと促されることもあったのですが、この辺り、意識が変わられたのですか。

齊藤：そうですね、犯情の面で重要な証人の供述調書について、裁判官が弁護人に同意を促すことは、まずないのではないのでしょうか。性犯罪など配慮を要する方は、またちょっと別ですけども、そうでなければ、やはり重要な証人については、きちんと法廷に来て話していただくことを原則と考えていると思います。

神山：今の齊藤さんの言葉を聞くと、もう隔世の感ですね。僕らが弁護士になったときは、不同意などということをおもうものなら、何で同意できないのだということをお延々言われましたが、そういう流れになってきているということをお若い弁護士は大事にしてほしいと思いますね。

だから、安易に同意をしているのではなくて、不同意にして証人を直接調べてみることは、基本であるという意識はどこかで持ってほしいと思います。司法研修所でも、「一部同意」だとか、「同意、ただし信用性を争う」というのは、もうほとんどありません。

齊藤：裁判所として、弁護人にぜひ検討していただきたいのは、証人で来ていただくことはもう前提なのですが、来ていただいて、何をどこまで聞くのかということが腕の見せどころだと思います。調書を丸ごと再現するような尋問をしたら全く意味がないので、その証人から何を引き出して、法廷でどこにポイントを置いて聞くのかということをおぜひ早い段階から考えていただくと、証人になるべき人もおのずと見えてくるで

しょうし、審理の計画も立てやすくなると思います。

山本：争いのない被害者調書を不同意にすると、むしろ不利なのではないかと誰もが思われると思うのですが、経験上、証人として呼んでみると意外と大丈夫というか、そこから取れる情報が有利に作用することの方が多いですね。だから、全然、不同意を恐れることはないというのを身に染みて、今、感じているところです。

神山：ある事件で多くの遺族を全部尋問しましたけど、調書以上になることはないですよ。調書というのは、最大限を取っているというふうに考えればいいと思います。もちろん事前に被害者等に会うことができ、本人の感情を聞いて、これは呼ぶべきではないと思う場合もありますが、安易にというか、一般論として被害者を呼んだら不利になるというのは、大きな勘違いだろうと思います。

期日の仮予約

前田：期日の仮予約についてですが、裁判所は通常、仮予約をされているのでしょうか。

齊藤：これは、どの事件でもやっていると思います。一番の理由は、候補者を選定してから選任の手続に2カ月ほどかかりますので、その間の空転を防ぐためにも、審理予定が立てば早めに仮予約はしていると思います。

前田：期日の変更には柔軟に対応されているのですか。

齊藤：はい。早い段階で仮予約したものについては柔軟に変更したり、期間を短くしたり、長くすることはあまりないかもしれませんが、そういうことも柔軟にやっています。

ただ、7週間前くらいになると候補者の選定から呼出し、辞退申し出に対する判断が行われますので、そこから変更するのは、多くの方のご負担になることは、ぜひ、お考えいただきたいと思っています。

山本：この間、1月に起訴された事件で、公訴事実と争いのない量刑事件で、仮予約が入るのが早くて9月だと言われました。5、6月くらいにやるようなイメージを持っていたのですが、今、東京地裁は混んでいるのですか。

齊藤：部によって抱えている事件が違いますので、その部の事情があると思いますけれども、私の部で最近判決した事件は、起訴から3カ月半で終わっています。夏休みや年度末にかかっているとか、いろんな事情があるのだと思いますけれども、8カ月先というのは、かなり極端な例かなと思います。

公判前整理手続の長期化

前田：今年の1月に、公判前整理が長期化する傾向にあり、最高裁が対策を検討しているという新聞記事が出たようなのですが、神山さんはどうお考えですか。

神山：裁判所や検察官との研究会等をやっていますが、公判前整理が東京でそんなに遅延しているという話は聞きませんけどね。

齊藤：施行当初と比べると統計上の数値がだんだん伸びていることは事実です。ただ、事件の中には、追起訴や鑑定などの事情で準備に長期間掛かるというものもありますので、私自身も東京地裁でここ最近、公判の時期が急に遅くなったとは感じていません。私の感覚ですと、公訴事実と争いのない事件であれば、どんなに遅くても6カ月以内に、否認事件でも1年以内に審理ができるようにやっているつもりです。

スケジュール作成(弁論の時間)

前田：スケジュール作成の話になりますが、弁論の時間について、なるべく短い時間でやってほしいと裁判所から言われたということを聞いたことがあります。私の聞いた例では、責任能力に争いがある事件なの

に弁論は20分しか認めないと言われたようです。山本さん、このような話についてはどう思いますか。

山本：時間は、もちろん個別ケースごとなのでしょうが、長く話すべきなのか、短い方がいいのかということは、訴訟戦略の一つですから、裁判所にとやかく言われる問題ではないと考えています。

冒頭陳述は、一般論として最初に事件に関する情報に接するわけだから短い方がいいとか、その程度の一般論はあるけども、個別のケースごとに何が依頼人にとって一番いいのかということをお護人が考えてやるものだと思っています。

前田：弁論時間が短い方がいいという理由として、お護人のお護活動は分かりにくいというところがあるのでしょうか。

齊藤：特に自白事件では、最近、お護人の弁論が分かりやすく、しかも検察官とかみ合うようになってきています。否認事件では、まだ様々なものがありますけども、裁判所としては、一律に20分とか30分とか考えているわけではなくて、当然、その事件の争点と調べた証拠の分量に応じた時間かどうかを見ています。決して20分以上は認めないとか、杓子定規に考えているわけではありません。むしろ、余裕を持った時間をとって基本的には、当事者の意見に従っています。

ただ、例えば事実が一つしかなくて、争点も殺意の有無、審理も1日だけなのに、弁論が1時間と言われると、どうしてそんなに時間が必要なのか伺うことはあり得ると思います。

神山：お護人として大事なものは、要するに、何を語るかということで、まず、ケース・セオリーをちゃんと立てることであって、そのために本当に必要だと思うのであれば引き下がる必要は全くないと思います。

ただ、逆に言うと、よく分からないけど、この程度時間を取っておきたいなどというのは避けるべきでしょう。

山本：長い上に分かりにくいというのは最悪ですね。

齊藤：裁判所の立場でお聞きしたいのは、審理計画を立てる段階で、弁論のイメージは、どのくらい作られているものなのですか。

神山：研修では弁論は完全に準備をなさいと言っています。

山本：少なくとも私は実践しています。大体、審理のスケジュールができるのは、公判の1カ月前後ぐらい前だと思いますけど、その時点では、ある程度ものは出来上がっていることが多いです。

齊藤：恐らく、そうした準備をしていただければ、裁判所の考えとお護人の予定する時間が大きく食い違うことはないと思います。

争点整理案

前田：公判前整理手続において、裁判所から争点整理案が配付されることが多いですが、事案なり裁判官によって全然違う書面が配付されるという気がします。

争いのある事件は千差万別だと思いますが、量刑だけが争いになっている事件についても、予定主張で何を書くかにもよってくると思うのですが、単に重要な事実だけ書いてある争点整理案がある一方、評価にまで結構踏み込んだ争点整理案を渡されることもあると聞いています。齊藤さんのところでは、どういう書面をお渡しになっていますか。

齊藤：私の部は、あまり裁判所で紙を作ることはしていません。むしろ、口頭で議論して、そこで確認できたことを調書に残すことが多いです。今、事実と評価というお話もありましたけれども、事案によっては、事実争いはないが、その点が量刑上重視されるべきか、そうではないのかというところで意見が異なることもあるので、そこまで主張が対立しているというのを整理するという方針の部もあると聞いています。要は、「そこが刑を決めるに当たって重要な点です

ね」ということを当事者が理解して、公判できちんと主張することが重要であって、争点整理案という形にこだわる必要はないと思います。

山本：量刑だけが争いになる事件を念頭に置くと、評価に当たる部分まで整理されると、弁論との境目が本当に分からないようなことにもなりかねません。公判前における争点整理の在り方について、弁護人の対応については、『季刊刑事弁護78号～特集・裁判員裁判を活かす公判前整理手続』（現代人文社）に参考になる論がありますので、会員は読んでいただければと思います。その量刑においてどの要素が重要なのかとか、どれをどう評価するのかという部分については、裁判員のいる場所でわれわれが説得するというのが基本だと思いますから、公判前整理手続の段階で争点整理だということ過度に深く事実の評価まで踏み込むのは、私は反対です。

前田：予定主張をもう少し詳しく書いてほしいとか、評価を記載してほしいと言われることが多いと報告を受けていますが、裁判官の中で勉強会や協議を開いて、統一的な対応をされているのでしょうか。

齊藤：どこまで争点整理に踏み込むべきかということ、裁判所の中でも何度も議論しています。ただ、これは、なかなか一つの方向とか結論が出る話ではなくて、もちろん事件にもよるし、弁護人、検察官の方針にもよるところがあるだろうと思います。

一般的には、弁護人は、評価に当たることまで整理するのは望ましくないとお考えになっていることは、こちらでも理解しています。ただ、一方で、単に「事実が同じです」とか「事実が違います」ということを対比しただけだと、結局、どこにポイントを置いて、裁判員に対してどの点を中心として主張されようとしているのかということが、裁判所によく伝わらないのです。弁護人は、この事情とこの事情を特に重視しているということを言うていただくことで、例えば、それに関する証拠をどこまで調べるのかとか、

どのくらい時間を取って証拠調べをすべきなのかが裁判所に伝わることもあります。争点整理案に載せるかどうかはまた別にして、情状でどの点を重視しているのかを裁判所も知りたいと思っているということは、ぜひ認識していただきたいと思います。

また、予定主張という形ではなくて、量刑のグラフを自白事件で使うことが多いと思うのですが、「どんな検索条件を入れる予定ですか」という形で意見交換することもありますね。

量刑検索システム

前田：量刑グラフという言葉がでてきましたが、それを取ることができる量刑検索システムがあります。東京地裁では、裁判所の11階の裁判員係で利用することができます。みなさんは量刑検索システムはどのように利用していますか。

神山：裁判員裁判の捜査・公判を担当している弁護人、裁判員裁判の上訴審を担当している弁護人は量刑検索システムを使えます。私は、起訴されたら、まず量刑グラフを見に行きます。ある程度の量刑の傾向を確かめて、いろいろ証拠開示とか争点が煮詰まってきたときにもう1度量刑グラフを見に行きます。

まずは大枠のグラフを取って、その中で条件を1個1個追加して行って、いくつかの検索条件を追加したもので取ります。様々な検索条件を入れて見て検討して、量刑傾向や重視されている事情を検討しますね。

その中で当該事件のときに基礎にする山がどれで、この事件の犯情からすると真ん中なのか重い方なのか軽い方なのかという分岐点がどこになるのか、態様なのか動機や経緯なのかということを一生涯懸念考えます。

山本：弁論の中であえて複数のグラフを見せたり、山が違っているのはなぜなのかというところを弁論で語ったりとか、そういうことで説得力が増すわけです。

自分が求める刑に対する説得の論拠としてすごく有効に使えると思うんですね。

神山：行為責任の基礎とする考え方というのは、全ての事件で同じだと思うのですよね。だから、従来のように有利な事情は1・2・3・4・5、不利な事情は1・2・3・4・5で、総合するとこういう刑が相当だということではなく、どんな事件でも行為責任を考えてみて、その中で行為が重い方なのか軽い方なのか、軽い方だとして執行猶予が付くべきなのか、重い方だとするとどれくらいの刑になるかという最終的な求める結論を理由付けられる道筋というものを考えるようになってくると、いわゆる刑事裁判における量刑弁護というのが深まってきます。

量刑グラフの事前開示・利用状況

前田：公判前整理手続で、量刑グラフについて、裁判所から「こういう検索条件のものを裁判員に見せる予定ですよ」というのは教えてもらえるのですか。

齊藤：評議で最終的に使うグラフは、証拠調べと評議の結果によるので、公判前整理手続で、必ずこれを使いますという形では示していません。ただ、争点整理をした結果、この条件とこの条件は入れる予定ですよということは、聞かれれば答えている部が多いと思います。

それから、弁論でグラフが使われる弁護人が増えています。その場合には、どういう条件を入力したものを示す予定だということで、あらかじめ当事者間で連絡を取り合っていたかのようにお願いすることになっていることが多いです。

山本：そうですね、検察官も確認作業が必要だということで、検察官に知らせることは多いですね。

神山：齊藤さん、検察官の論告での量刑グラフの利用状況はどうか。

齊藤：グラフそのものを示すことは、まだないと思いま

す。ただ、最近、検察官も「こういう点がポイントで、考え得る刑の幅としてはこうなります」、「その中で、この点とこの点を重視しているので重い部類に入ります」というくらいまでは踏み込んで論告でおっしゃっていることが増えてきましたね。検察官なりにグラフを意識して使われているのではないかと思います。

神山：なるほど。ということは、弁護士会としては知っていないといけないですね。

齊藤：そうです。検察官がそう来るのであれば、当然、弁護人としてもそれに乗るのか、違いがあるなら、検察官との相違点をきちんと主張していくことが必要なのではないのでしょうか。

着席位置、服装

前田：では、公判に入っていきたいと思います。被告人の着席位置と当日の服装について教えてください。

山本：裁判員裁判では、裁判所の方から被告人の着席位置について聞かれると思いますけれど、被告人が弁護人席の前ではなく、弁護人の隣に座ることができます。ですから、被告人が弁護人の隣に座るかどうかを裁判所に伝えます。あと、拘束されている被告人の場合は、手錠、腰縄が裁判員の目に触れないようにする措置が可能なので、それも事前に裁判所に伝えます。当日の服装で言うと、最近は、東京拘置所が、ネクタイ風のものや、革靴風のサンダルを貸してくれます。

A：着席位置を弁護人の隣にしたり、被告人を「○○さん」と呼んだりすることで裁判員に被告人が反省してないと受け取られ印象が悪いのではないかという意見を聞きましたがいかがでしょうか。

神山：全く間違っている意見です。罪を犯していれば反省をしてもらうのがいいのですけれども、それは、姿勢だとか、例えば、みすぼらしい格好をしていれば反省しているとか、弁護人の前に座っていれば反

省しているとかではないと思います。刑を受け終われば、われわれの仲間として戻ってくる市民の1人として対応するべきです。

齊藤：私の経験でも、裁判員の方は全く先入観がないので、普通に弁護人の横に座って、同じように審理に臨んでいるということに、全く違和感はないと思います。

山本：裁判官裁判の事件でも、保釈されているときや在宅事件では、ほとんどの場合は隣に座ってもらっています。事前に書記官の方に言えば問題にならないですね。

齊藤：勾留されている被告人は、裁判官裁判だと監護の問題があるので、弁護人の横に座るのはそう簡単には実現しないのですが、保釈されていたり在宅の被告人の場合、私は、弁護人から要望があれば隣に座ってもらっています。

弁護人の態度

齊藤：あと一つだけ申し上げておきたいのは、裁判員の方は、先入観なしによく見ているのですね。だらけた態度とか、集中してない様子とか、そういうことは、弁護人、被告人、検察官を問わず、本当によく見ているので、十分注意して対応された方がいいと思います。

神山：若い弁護士は、裁判員裁判の法廷に1度座ってみるべきですね。すごくよく見えます、当事者が。市民の方に見られているという意識は、常に持つようにした方がいいと思います。

証拠の調べ方

前田：証拠調べについてですが、裁判員裁判では全文朗読ですよ。

齊藤：そうですね。要旨で調べるのは、前科調書とか、

戸籍とか朗読したのでは分からない書類、あと通話記録やメールの類ですね。それはただ読んでも全く意味が分からないものもあるので、重要な部分は読みますが、被告人質問の中でまたその意味を説明してもらおうという調べ方をすることがあります。基本は全文朗読です。

前田：証拠の調べ方についてはどんな工夫をしていますか。

山本：証拠調べ自体もプレゼンテーションの一環と捉えるべきで、例えば、謝罪文など弁護人請求証拠について、ただ朗読するのではなく、パワーポイントを使って着目してほしいところを拡大表示したり、いろいろな工夫をして、その場でその証拠で伝えたいことを裁判員に分かってもらうような工夫をしています。

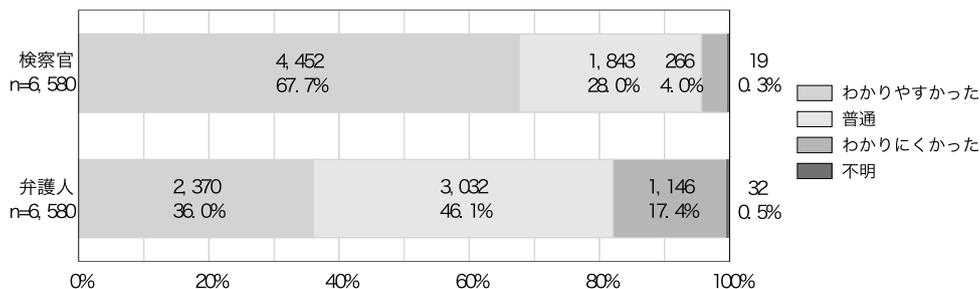
神山：これまでの弁護士というのは、書類をともかく出して裁判官に読んでもらう前提でいましたから、例えば示談書なんかもそのまま出しているわけです。

ところが、示談書そのものを出しても、あれを朗読されるというのは、ものすごく分かりにくいですね。それよりは、示談経過報告書という書証にして、何月何日、どこそこで誰々と会い、このような提案をしたところ、このような結果になって示談ができました。それで添付の示談書に双方がサインをしましたというような形にして、添付した示談書を見せるといったような形にしておけば、全文朗読して、しかも分かりやすい書証になりますね。

その辺のことは、実は、僕は、ずっと若い弁護士にはそうしろと言っています。裁判官裁判事件だからといって例えば謝罪文を10通も出すよりは、謝罪経過報告書という形にしておいて、代表的な謝罪文の抜粋を載せるとか、いろんな工夫の余地があると思うので、ぜひ、どんどん工夫をして分かりやすい証拠調べはやってほしいと思います。

前田：齊藤さん、分かりやすい証拠調べになってきたなという印象ありますか。

裁判員に対するアンケート結果

「法廷での説明等の
わかりやすさ」

*出典：最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成27年度)」

齊藤：そうですね、われわれ裁判官の意識も、公判でポイントについて心証を取るといことが、だんだん裁判員裁判の経験を通じて浸透してきているので、裁判官裁判でひたすら書類を積み上げるような立証をされると、何をやっているんだと、とても菌がゆい思いをすることもあります。

弁論メモ、道具

前田：弁論についてですが、弁論メモ自体は、そもそも配付するのか、配付するとして、その時期がいつなのかは、いろいろな考え方があると思うのですが、神山さんはどうされていますか。

神山：僕は、基本的にはパネルを使いますので、見せるパネルと同じ物は配っています。それでもうパネルを出しながら話していますから、当然、パネルを見る人も、手にはパネルと同じ物を持っているという前提でやっています。

ただ、どちらにしても、僕は、配付の中身には、そんなに詳しいものは、あまり書かない主義です。

A：パネルとは何ですか。

前田：弁論の際、必要なことを記載したパネルをイゼルに載せて使うことがあります。他には、ホワイトボードを利用するとか、パワーポイント等でモニターを使うとか、いろいろなやり方があるのですよね。そこには、個性がでると思います。山本さんは、どうしていますか。

山本：僕は、パワーポイントは大体使いますが、紙は、口頭で弁論を行った後に配るというようにしています。口頭で、自分の話しているところを聞いてほしいという思いがあるので、それが一番効果的に伝わるだろうと、今のところは考えています。

1回、事前配付をしたのですが、全然見てもらえなかったし、紙に目を落としてしまうので、あんまり良くないなと思いました。

齊藤：私もいろいろな弁論を見させていただいていますけれども、基本的には、法廷で聞くときも評議でも、何らかのメモはあった方が聞きやすいとおっしゃる方が多いです。決して文章で書いてある必要はなくて、A4かA3の紙でポイントを箇条書きにされているものが多いと思います。

評議では、論告と弁論のメモをそのまま使いますので、議論をするときに重要な項目、検察官の論告と違っているところがどこなのかがきちんと分かるようなメモを作っていたかと重宝します。

A：今の話に関連して「何か道具を使いますか」という連絡が来た際、どういう選択肢があって、どれを選ぶのがベストなのか分からないのですが、どういうものが使えるのでしょうか。

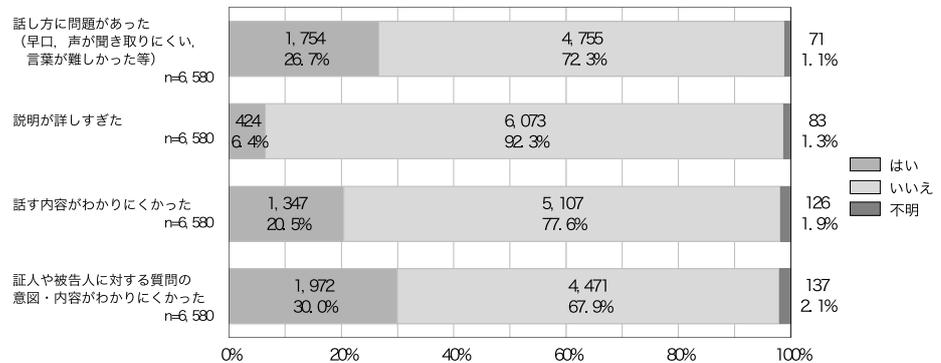
神山：どれがいいというよりも、自分のこの事件のこの弁論のときにどれが一番説得力があるか、訴えやすいかということだと思います。だから、それは事件によると思いますね。常に何がいいというふうと考えてしまうと、また変なマニュアル主義に陥ってしまうので、一番いいものは何かを考えることが大切です。

だから、配付資料も「配付資料を配った上で聞かした方がこれはいいんだ」と思えば、そうすればいいわけですし、まずは自分の話を聞いてもらう方が説得できると思えば、そうすればいいわけです。いろんな選択肢があることは研修で勉強して、その中のどれを選ぶかは、自分が一番やりやすい、あるいは一番訴える力が強いものを選ぶことになります。

裁判員アンケート

前田：公判での弁論活動について、裁判員・補充裁判員が審理後に作成するアンケート(裁判員アンケート)で、弁護士の活動が分かりにくいということは、裁判員が始まった当初からずっと言われ続けているところですよ。神山さん、この点についてはどうでしょうか。

裁判員に対するアンケート結果 「弁護人の法廷活動に対して 感じられた印象」



*出典：最高裁判所「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(平成27年度)」

神山：責任を感じています。日弁連でも一生懸命研修をしてきているつもりなのですが、なかなか行き渡っていないということで、非常に忸怩たる思いがあります。どこが悪いのかということの分析をきちんとして、その結果を踏まえた研修をしていかなければなりません。

法廷弁護技術の研修はもちろん大事ですが、ケース・セオリーをどう立てていくか、尋問における獲得目標をどう考えるかという研修もこれから必要になってくると思っています。

齊藤：分かりにくいものがあることは間違いないですね。アンケートをご覧いただくときに注目してもらいたいのは、審理の内容は分かりやすいのに、弁護人の活動が分かりにくいという場合は、よく原因を考えていただくと思います。

山本：なるほど、なるほど。

齊藤：元々難しい事件はあるので、それに伴って弁護人が言っていることも分かりづらかったというのは仕方ないと思うのです。全体としてきちんと整理されて審理も分かりやすかったのに、どうして弁護人は、あんなに分かりにくくやったのだらうと、そういうときは、考えていただくと思います。

神山：弁護人の声が小さいというのは、何で気が付かないのかよく分からないですね。あれは、夢中になっているからなのか。

前田：緊張しているというのが一番大きいと思うのですよね。裁判員に配慮ができてないのかな、と思います。

神山：それこそ複数選任で2人いるわけですよね。一方が注意をすればいいのではないかと思います。

山本：それが本来の姿ですよね。

神山：尋問意図の分かりにくさというのは、なかなか根深いものがあって、そう簡単には言えません。ただ、ケース・セオリーがしっかりしていれば、おのずと分かりやすくなるはずだし、最後の弁論でおのずと種

明かしはされていくはずなので、やはりケース・セオリーをきちんと確立しているかどうかということに尽きるように僕は思いますけどね。

齊藤：よく弁護人の立場としては通らない主張もせざるを得ないときがあって、という話を聞くのですが、今言われたのは、本当にそのとおりで、ケース・セオリーがきちんとしていて、冒頭陳述、証拠調べ、弁論が一貫していれば、裁判員は、理解されるのですね。こういう主張は、弁護人の立場ではしますよねと。結論としては通らなかった場合でも、理解はきちんとされると思います。

前田：アンケートは、東京弁護士会では、事件を担当した主任弁護人が東京弁護士会の会員であれば、東京地裁から受け取ったときに、その会員に「アンケートが届いています」とお知らせしていますので、必ず見ていただければと思います。

神山：アンケートで非常に悪い評価を受けている事件、例えば全滅しているのがありますよね。その場合、当該弁護人に対して何か事情を聞いたりはするのですか。

山本：現時点ではしていません。しかし、必要だと思っています。また、正直なところ、「遅刻していた」、「寝ていた」などの記載がある場合には、弁護人の弁護活動以前の問題があると思うことがあります。そのような場合には、そのような弁護人について裁判員名簿への掲載を続けることが本当に適切なのかというのは疑問がありますが、まだ、そこまでの議論にはなってはいませんね。

前田：第二東京弁護士会は、どうでしょうか。

神山：第二東京弁護士会も、検討中です。名簿の更新についてちゃんとした研修をしていく必要もあります。司法制度がどんどん変化していく中で弁護人は対応をしていかなければなりません。研修のほか、アンケートも名簿を更新する際に一つの考慮要素になるのではないのかなという議論は今、始まっていると言った方がいいのかな。

山本：そうですね。更新に当たっては、東京弁護士会では、3年に1度、講義を受講することが義務付けられてはいますが、ただ、講義を聴けばいいだけなのかということもあります。

齊藤：アンケートは、本当に期待の裏返しなので、裁判員の方たちは、弁護人は、もっと頑張ってもらいたいと思っています。

反省会

前田：判決の後、裁判所・検察官・弁護人でやる反省会についてお聞きします。東京ではほとんどの場合実施されているようです。実際にはどんなふうに行われていますか。

齊藤：一方的に裁判所が感想を伝えるのではなくて、むしろ、質問の機会として使ってほしいです。「こういう工夫してみたんだけど、どんなふうを受け止められましたか」、「もうちょっと伝わりやすくするには、どの辺を工夫したらいいですか」と、そういうことを聞いていただくと、こちらもやりがいがあるので、質問や裁判所に対して意見や要望を言う機会として使ってもらえるといいかなと思います。

神山：われわれがやったことが裁判員にどう受け取られたのかを裁判員に直には聞けませんので、裁判所を通じて聞くのは非常に勉強になりますね。「これは、ちょっと分からなかったんだ」とか、「ここは、こうだったんだ」ということが、そういうことを聞くことによって次につながっていきますから、非常に大事な機会だと思います。

山本：もちろん、評議の秘密に当たることは聞けませんが、「この質問が分かりにくかった」など、細かいところも聞けたりするので、参考になります。

齊藤：アンケートで、「分かりづらい」と言われている場合は、どこが分からなかったのか、どうしたらいいのかということを知りたいです。

前田：刑事弁護委員会と裁判員センターの活動の一環で、オブザーバーとして、反省会を傍聴できることがあります。行くと他の人は「そんなことしてるんだ」と、いろんな意味で参考になることも多いので、機会があればぜひ行っていただきたいと思います。

模擬評議

前田：東京三会で模擬評議が3年前から始まっていますが、神山さん、この模擬評議というのは、弁護士会の研修としては画期的ですよ。

神山：模擬評議を始めて今年で4年目になりますけれども、非常に良かったと思います。行為責任の基礎とした量刑と言われても、弁護人自身が、そのイメージが持てないと効果的な弁論ができませんが、どんな評議の進め方になっているのかを知ることによって、そのイメージを持って、より効果的な弁論ができるようになります。裁判所、検察庁が協力してくれましたので、非常にいい研修になっていると思います。

ただ、もっと多くの人に見てほしいです。いつも見に来る人は見に来るし、見に来ない人は見に来ないということになっているのが残念です。模擬評議の内容はDVDにちゃんと取ってありますし、いろいろところで研修としてもっと活用してもらえればと思います。

弁護士会としての希望は、裁判所との間でこれを広げていって、今度は少し事実と争いがある事件を入れていきたいと考えていますけれども、今後の課題だと思います。

前田：裁判所としては、この模擬評議についてはどのようにお考えですか。

齊藤：それぞれの裁判官のやり方でやっていますので、3例ともいろんな評議を見ていただいていると思います。共通しているのは、神山さんが言われた行為責任の説明を裁判所がして、それに位置付けて当事者



が主張する事情をきちんと議論していることはご理解いただけると思っています。

公判前整理手続や公判で、評議がどんなふうに行われるのかをイメージしていただくことで、主張が組み合ってきたといいますか、議論がしやすくなりました。裁判官から、「そういう主張しても、評議でどんなふうに取り上げるのですか」と聞くと、弁護人が、「責任非難が減少するという切り口で主張します」とか、「もう1回仕切り直しして考えてみます」というような議論ができるようになってきたので、効果が上がっていると思います。

4 裁判員裁判導入後の弁護活動の変化

前田：裁判員裁判が始まり、時間も経ちましたが、弁護活動は変わりつつありますか。

齊藤：かなり変わったと思います。特に自白事件について言うと、相当情報が集積されてきて、行為責任を踏まえて、どのくらいの悪さの事件なのかということターゲットにして弁論を組み立てられています。それは、検察官の論告とも組み合っていて、評議に役立つと感じています。

徐々にかもしれませんが、大いに変わってきていますし、研修をしている効果は上がっていると感じています。

5 最後に

前田：最後に一言ずついただきたいと思います。

山本：裁判員裁判の弁護は、その場勝負なんですよ。それが、僕自身は、誤解を恐れずに言えばたまたま楽しくですね。「この裁判をやるために弁護士をやっている」と言っても過言ではないくらい僕は裁判員裁判が好きだし、力を入れてやっています。やはり自分の言葉で目の前にいる相手を説得するっていう

ことが、すごくやりがいがあります。しかも、証人尋問とか被告人質問とか集中的にたくさん行われるわけで、本当に法廷が生きている感覚があって、それをやるのは、僕自身は、すごく好きです。

神山：大学の法学部に入って刑訴を習ったときに、当然、今の裁判員裁判のようなことをやるとなっていました。でも、僕が実際に弁護士になると、全く違う裁判をやらされていました。そういうことから考えると、本当にいい時代になったなと思います。まさに集中審理で、書面を書くのではなくて、口頭で弁論をし、尋問をします。その中で心証を取ってもらって判断をしてもらえる、非常にやりがいがあると思います。

一番いいのは、僕はアンケートだと思うのです。自分の力量を市民が判断すると。これは、チャンスだと思うんですね。これをつらいと思うとつらいんだけど、自分の力量を市民から判断してもらえる。そこは「じゃあ、力量を上げよう」、「ぜひ、市民をうならせてやろう」と思って取り組むとやりがいがあります。そういう意味においては市民のアンケートをもらえるというのは、非常にいいなと思っています。

齊藤：裁判員の方は、本当に短期間のうちにのめり込んで参加してくれます。「本当に充実した時間だった」とほとんどの方がおっしゃっていて、当然、そうしてもらうためには準備もしなければならないし、われわれ自身も工夫しなければならないですけど、毎回、そういう感想に接することができるのが、裁判官としてもやりがいにつながっています。

私自身は、多くの刑事裁判をこれから裁判員裁判のように運用していきたいなという思いが、どんどん強くなっているという感じです。

前田：みなさま、今日は長時間、本当にありがとうございました。

(構成：難波 知子)

裁判員裁判の流れと注意点

会員 永里 桂太郎 (66期)

1 序

裁判員裁判をはじめて担当する時には、誰もが普通の刑事裁判との違いに驚き、不安になる。本記事では、はじめに裁判員裁判を担当する方でも、その流れをイメージできるよう、各手続きを概観し、各手続きで注意すべき点をまとめたいと思う。

2 捜査段階

裁判員裁判対象事件であっても、捜査弁護として行わなくてはならないことは、通常の事件と大差はない。2点だけ注意が必要である。

まず、裁判員裁判対象事件のうち、法定刑が死刑または無期の懲役若しくは禁錮にあたる事件については、特に必要と認められるときは、2人目の国選弁護人が捜査段階から認められる(刑訴37条の5)。捜査段階の早い時期から2人目の弁護人が選任されることはメリットが大きい。なるべく早い時期に2人目の選任を求めるべきである。なお、東京弁護士会では平成28年3月から複数選任のルールが変更され、2人目の候補者も裁判員裁判弁護人名簿に登録されている者から選ぶことが必要となった。注意していただきたい。

次に、裁判員裁判対象事件における取調べは、警察・検察を問わず、その大部分が録音・録画されるようになっている(可視化されていない場合には、直ちに申入れを行うべきである)。取調べの可視化は自白の任意性の検証が可能になるなど弁護人にとってメリットは大きい。署名押印拒否戦術が無効となること、被疑者の不合理な供述や弁解がそのまま記録されること等注意すべき点も多い。

3 公判前整理手続き

裁判員裁判対象事件については、公判前整理手続きは必要である(裁判員法49条)。

公判前整理手続きは、大まかに、検察官の証明予定事実の明示、検察官の証拠請求、類型証拠開示請求、弁護人の予定主張の明示、弁護人の証拠請求という順番で進められていく。

詳しくは専門の書籍を参照していただきたいが、いずれにしても、弁護人としてのケース・セオリーを構築することを目的とし、戦略を持って臨むことが必要である。

4 選定・選任手続き

裁判所は、第1回の公判期日が定まった場合には、呼び出すべき裁判員候補者の員数を定め、裁判員候補者名簿の中から呼び出すべき候補者をくじで選定する(裁判員法26条)。弁護人には、裁判員等選任手続きの2日前までに裁判員候補者の氏名が送付されるため(同31条)、候補者に事件関係者が含まれていないかチェックする必要がある。

裁判員等選任手続きには、弁護人は必ず出席しなくてはならない(同32条1項)。裁判員等選任手続きにおいては、まず、裁判員候補者が不適合事由等に該当しないかの判断のために必要な質問を行う質問手続きが行われる(同34条1項)。質問手続きでは、裁判員候補者全体に対して質問がなされ、その上で、さらに質問すべき者がいるときには個別に質問されることが多い。

その後、弁護人及び検察官は、不適合事由等に該当する裁判員に対して不選任の請求を行うことができ(同34条4項。いわゆる「理由あり不選任」)。

また、補充裁判員の員数に応じた所定の員数について理由を付さない不選任の請求をすることができる(同法36条1項, 2項。いわゆる「理由なし不選任」)。弁護人としては、当日閲覧できる裁判員候補者の質問票を検討するとともに、不選任決定に先立って裁判員候補者の前で挨拶をする機会があるので、その際に裁判員候補者の様子を見て、不選任の請求をする裁判員候補者を決定しよう。

その後、残った候補者の中から、くじで裁判員及び補充裁判員が選任される。選任された裁判員、補充裁判員については、裁判長から裁判員等の権限・義務について説明された後に(同39条1項)、裁判員、補充裁判員が宣誓をすることになる(同39条2項)。裁判長の説明は、公判の中で引用することが必要な

場合もあるので、その内容をよく確認しておくことが必要である。

5 公判手続き

公判においては、裁判員にも分かりやすい公判手続きを心がけるべきである。いかに裁判員を説得するか、弁護人の力量が問われるところであり、常に技術向上に努めたい。

東京弁護士会では、年に複数回、裁判員裁判に対応するための実践型の法廷弁護研修を行っている。ぜひ何度も積極的に受講し、技術の向上に努めていただきたい。

ラグビー日本代表選手

藤田 慶和 さん

「史上最大の番狂わせ」と内外のメディアに報じられた南アフリカ戦での逆転勝利に始まり、2015年のラグビー・ワールドカップにおける日本代表チームの活躍は、人々を熱くさせました。その日本代表チームの若きホープで、高校時代から「花園の怪物」としてスター選手の道を行ってきた藤田慶和選手に、ワールドカップの秘話を中心にうかがいました。

末筆ながら、このインタビューにご協力いただいた早稲田大学ラグビー部出身の小塩康祐会員に感謝いたします。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)



1 ラグビーの魅力

— どのようなきっかけでラグビーを始めたのですか。

伏見工業高校ラグビー部出身の父親の影響です。小学校3年生の時に、野球スクールの半日体験に行けばハンバーガーがもらえるというのに釣られて行って、野球は楽しいなと思いました。それで、家に帰って、父親に「明日から入部して野球をする」と言ったら、父親は「ちょっと待ってくれ」と(笑)。

その後、父親に菅平に連れて行ってもらい、『スクール☆ウォーズ』のモデルになった山口良治先生にラグビーボールと一緒に遊んでいただきました。最終日に、ショップの前で、「ラグビーをやるなら一式買ってあげる」と言われて、ラグビーも楽しかったので、「やります」と言いました。ラグビーを始めたのはそこからですね。

— 実際始めてみて、どんなところにラグビーの魅力を感じましたか。

15人でやるスポーツなので仲間がいっぱいできますし、誰かが突っ込んでいけばそのサポートをしないといけなくて、誰かのために何かをするということがすごく大切なスポーツなので、そこが魅力だと感じます。

— よく「One for All, All for One」と言いますが、まさにそういう感じなのですね。

そうですね。

— 藤田選手というと華麗なステップで相手をぱっとかわしていく印象が強いのですが、あれは練習して身に付けたのですか。

どちらかという感覚で体が動いている感じです。小学校のころ鬼ごっこが好きだったので、その影響があるのかなと思います。

— 東福岡高校では、1年生からレギュラーで、全国大会で3連覇したのですよね。

素晴らしい仲間に恵まれたり、いい指導者に恵まれたり、とてもいい巡り合わせで高校生活をおくれたと思います。

— 早稲田大学を選んだのはどうしてですか。

小さい頃から早稲田のラグビーを見ていて、ああいう展開ラグビーは自分のスタイルにはまるのかなと思って、昔からずっと早稲田に行きたい思いはありました。

— 早稲田大学の4年間は怎么样了か。

結果は自分たちの目標としていたところまで到達できなかったのですが、また新しい仲間ができましたし、いろいろなことを学べて、とても自分にプラスになった4年間だと思います。

— 昨年、世界の一流選手で編成されるバーバリアンズに選出されましたが、世界の一流選手たちと一緒にやった経験はいかがでしたか。

寄せ集めのチームで1週間に2試合というハードなスケジュールだったので、コミュニケーション能力の大切さを感じました。あと、みんな人がよかったですね。人に気を遣って、ユーモアがあって、ラグビーならではの人のよさを感じました。すごいプレーヤーは人間としてもよくなれないといけないと感じました。

— 世界のトップ選手たちと国を越えて意思疎通ができた感じですか。

そうですね。オールブラックスの選手もいれば、ヨーロッパの代表の選手もいました。ラグビーは、文化とか住んできた環境が違って1つになれる素晴らしいスポーツだというのはずっと思っていたのですが、特にバーバリアンズに行くと、世界の寄せ集めのスーパースターたちが、それぞれ我も強いのですが、みんなで協力し合ってチームを作っていくのを経験して、やっぱりラグビーって素晴らしいなと思いましたね。

2 日本代表として～ワールドカップ秘話

— 18歳の時に史上最年少で日本代表に選ばれて、大学1年になったばかりの時にUAE戦で代表デビューを飾って、いきなり6トライをあげたのですよね。その時は、どんなお気持ちでしたか。

デビューしてうれしい気持ちもありましたが、6トライできたのは、いい仲間がいて、いいパスをくれたおかげです。そこで満足をしたわけではなくて、どちらかというとまだアジアのレベルだからという気持ちが強かったですね。

— 代表になるといろいろな強豪国とも当たりますよね。ラグビーは、強豪国と当たると100点差がつくようなこともあって、素人目には絶対かなわないように思ってしまう

のですが、代表で戦う選手はどんな気持ちで強豪国と当たるのですか。

自分が代表に入る前はワールドカップでも強豪国に負けていましたし、まだまだ世界は遠いと思いながら、エディー・ジャパンに入りました。

でもエディーさんが相手の戦術を緻密に分析して、強豪国にこうやって勝つんだという明確なビジョンを試合前に示してくださったので、これをしっかり遂行できれば勝てるんだという強い気持ちで臨めるようになりました。

— エディー・ジョーンズさんがヘッドコーチになってから、日本代表はどんどん強くなっていった印象なのですが、エディーさんは、どんなところが優れていたのでしょうか。

エディーさんは、日本人の特性を活かしながら戦術を組んでいて、世界のラグビーを知っている上に、日本人のことも理解して、こうしたら勝てるんじゃないか、それに対してこの準備が必要ということを示して、その準備の部分で一切妥協がありませんでした。そこがエディーさんの一番のすごさだと思います。

— エディー・ジャパンは、とてもハードな練習だったと報道されていますね。

いや、もうすごいハードでしたね（笑）。報道で出ているのは、まあ一部です。実際はもっときつかったですね。

— それでも勝つためにはこの人についてこういう感じはあったのですか。

そうですね。ワールドカップがみんなの目標でしたし、そこで3勝するという目標もあったので、自分たちも練習で妥協はできなかったですし、必死に毎日ついていっていた感じでした。

— 日本代表のメンタルコーチだった荒木香織さんが、ご著書の『ラグビー日本代表を変えた「心の鍛え方」』（講談社+α新書）の中で、目的を達成するためにメンタル面を上げていく重要性について書かれていました。初戦がいきなり南アフリカ戦という中で、チームとしてメンタル面を上げていくための取組みはあったのですか。

荒木さんは基本的には個人にメンタルトレーニング

をしていくのですけど、南アフリカ戦の前には、みんなの前でプレゼンをしてくださいました。「緊張するのは当たり前。オールブラックスの選手も大舞台では緊張する。その緊張をどれだけ自分の中で想定をして試合に臨めるかが大切」という話をしてくれました。僕も含めて初めてワールドカップを戦う選手が多い中で、メンタルトレーニングがあつた勝利に活かされたと思います。

——南アフリカ戦の前のチームの雰囲気はどんな感じでしたか。

少し緊張していましたが、でも絶対に勝つんだみたいな雰囲気はありましたね。南アフリカを倒すという、「Beat the Boks」という名前が付いた練習もありました。これだけやってきたから戦えるだろうという自信はあったと思います。

——本当に勝てると思っていましたか。

ワールドカップという舞台ではテストマッチより一段階レベルが上がると聞いていたので、あの強い南アフリカが1段階上がったらどうなるんだろうみたいな感じはありました。

でも、僕と一緒に部屋だった廣瀬俊朗さんが、試合前に、「みんなたぶん絶対に勝てへんと思っているけど、俺らが勝てへんと思ったら絶対に勝てへんから、今日は試合には出られないけど、絶対にあきらめずに応援しよう」と言ってくれました。それで絶対勝てるんだと思いつつ試合会場に行きました。

——試合終了間際、29対32で、ペナルティゴールが入れば同点になる場面で、あえてペナルティゴールを狙わずに、勝負をかけてトライを取りに行きました。あの時のチームの雰囲気はいかがでしたか。

自分たちはベンチにいたのですけど、エディーさんからキックティーを持っていく係の人に、無線で、ショットを狙って同点にしていこうみたいな指示が来たんですね。それでその係の人が五郎丸さんに向かって走り出したのですが、自分たちは「おいおい、違うだろう」と(笑)。もうベンチにいる全員が止まりました。「歴史を変えると言っていたのに、ここでトライを取らなかったら歴史は変わらないだろう。ここは負けてもいいからトライを取りに行こう」と。

たぶんこのベンチの選手の思いとグラウンドに出ている選手の思いはまったく一緒だったと思います。だから結果的にトライを取れてよかったのですけど、トライを取れなかったとしても、あそこでショットを狙うという選択肢は、選手の考えの中にはなかったと思いますね。

——そしてロスタイムにあつた奇跡的な逆転トライで歴史的な勝利を収めました。その時のお気持ちはいかがでしたか。

うれしいの一言ですね。試合に出られなくて少し悔しい思いはあったのですけど、4年間、実際にワールドカップで勝てるのかわからないまま日々あれだけハードな練習をしてきて、あの勝利にはその成果が詰まっていたので、メンバー、メンバー外に関係なく、すごくうれしかったです。

——藤田選手は、2勝1敗で迎えた第4戦のアメリカ戦に先発出場しました。

それまでの3試合に出られなくて悔しい気持ちでしたのですけど、最後の1試合でチャンスをもらったので、うれしい気持ちと絶対に何かやってやろうという気持ちでした。

——そして前半28分、モールから藤田選手が抜け出してトライをあげました。

モールは基本的にはフォワードだけでやるのですけど、押せるときはバックスも入るというチームの決まりごとがあって、その時はいい形で前に押せていたので、そのサポートをしようと思ってモールに入ったのですけど、まさか自分のところにボールが来てトライが取れるとは思っていませんでした。

——トライを狙っていたわけではないのですか。

まったく狙っていませんでした。いい形で真っすぐ押せていたのですけど、少し横に動き始めたので、ボールを取ってもう一度真っすぐ押せるような形をつくりたいと思ってボールを取ったら、たまたまスルッと抜けてしまってトライできました。「あっ、トライできた」みたいな(笑)。でもトライを取った後は会場がすごく盛り上がりうれしかったですね。

——あの試合に勝った時のお気持ちは、いかがでしたか。

勝てたというのもうれしかったですが、それ以上にずっと試合に出られなかったので、試合をできる幸せを感じましたね。ジャージを着て試合に勝って、最後の試合だったので、みんなと写真を撮ったり、「ありがとう」と言ったり、そういうのは試合に出た人の特権じゃないですか。ジャージを着てグラウンドに出るというのを、一ラグビー選手として、いつも以上に幸せに感じました。

——ワールドカップでは3勝1敗で、本来ならベスト8にいけそうところが、惜しくもいけませんでした。

ベスト8を目標にしていたので、すごく悔しかったですね。

——それでもワールドカップで日本代表が3勝して、国内のラグビー人気はかなり高まりました。今のラグビー人気をどう感じていますか。

自分が高校生の時は、サッカーで日本代表が勝つと渋谷が盛り上がるみたいな感じがありました。ラグビーもいづれそうならないかなとずっと思っていましたので、帰国していろいろな人に出迎えてもらって、少しはそこに近づけたのかなと思いました。一スポーツ選手として、いろいろな人に感動や勇気を与えたり、子どもたちに夢を少しでも与えられたのはうれしかったです。

これを一過性のものにはしたくないですね。日本代表が活躍しないと盛り上がってこないと思いますが、今年はリオオリンピックという大きな舞台があるので、そこでまた応援してくれる人に感動を与えられる試合を1つでも多くしていきたいと思います。

3 リオオリンピック、 ワールドカップ日本大会に向けて

——リオオリンピックでは、7人制ラグビーが新種目になりました。7人制ラグビーの魅力はどんなところにあるのですか。

7人制も15人制と同じフィールドで行うので、一人一人の間隔が15人制に比べて広がります。15人制だと、人が密集してぐちゃぐちゃになるので、初めて見るとわかりにくいと感じる人が多いと思いますが、7人制だと、そういうことが少ないので、すごい、うまい、

速いというのがひと目でわかるのが魅力です。ラグビーを初めて見る方にとっては、7人制の方が観戦しやすいと思います。

あと15人制は1試合80分なので、少し長く感じるかもしれませんが、7人制は7分ハーフで1試合14分なので、えっ、もう終わり？という感じです。

——7人制だと、やっぱりスピード感があるのですか。

スピード感はありますね。15人制よりもボールが動きますし、世界的に見ると陸上選手がオリンピックに出るために転向してきたり、アメリカではアメフトの一番足の速い選手が転向してきたりしています。それぞれの国の足の速い人がやっているの、すごく面白いと思います。

——藤田選手は高校時代から7人制の日本代表になっていますが、リオオリンピックに向けて抱負をお聞かせいただけますか。

まずは選手として出られるように、一日一日を充実させて成長していきたいと思います。オリンピックに出られたら、ただ参加するだけでは何も変わらないと思うので、メダルを取れるような練習をしっかりと積んで臨みたいと思います。

——2019年のワールドカップ日本大会の時は、おそらく藤田選手は日本代表のエースになっていると思います。次のワールドカップに向けて思うことはありますか。

今回は、廣瀬さんとか五郎丸さんとか、いろいろな方に引っ張ってもらって3勝できましたが、2019年には、代表に入るの大前提として、中心として引っ張っていく立場になっていきたいと思います。エディー・ジャパンとしてワールドカップであれだけの経験をした選手は31人しかいないので、その経験を、次のジャパンにもいろいろな形で伝えていければいいなと思います。

プロフィール ふじた・よしかず

1993年京都府生まれ。東福岡高校、早稲田大学を経て、2016年4月からパナソニックに所属。高校時代は全国高校大会3連覇。高校3年時にはセブンス日本代表に選出され、セブンスワールドシリーズにも出場。2012年5月、18歳7か月の史上最年少で日本代表デビュー。ラグビーワールドカップ2015(イングランド開催)には大学生ながら日本代表として参加。ポジションは、フルバック(FB)、ウィング(WTB)。184cm, 90kg。

2015年度「女性支援ネットワーク会議」報告

両性の平等に関する委員会委員 奥村 朋子 (64期)

1 概要

離婚事件では、別居から離婚が成立するまでの間、依頼者の仕事や生活、婚姻費用、親権、面会交流等の問題に対応しなければなりません。特にDV事案の場合は、それぞれの場面のいずれにも特別の配慮が必要になり、弁護士だけでは対応することが困難です。また、DV被害者は、最初に弁護士に相談することはほとんどなく、まず、行政や民間支援団体の相談員に相談するため、相談員と弁護士が連携協力し合い、早期に法的な支援につなげることが重要です。

当委員会では、相談員と弁護士との連携協力関係を構築するため、2011年度より年1回の交流会を開催してきましたが、より一層の連携を図るため、2014年度からは年3回に回数を増やし、名称を「女性支援ネットワーク会議」(以下「ネットワーク会議」)に改めました。昨年度(2015年)においても3回の「ネットワーク会議」を実施しましたので、以下ご報告いたします。

2 2015年10月2日「面会交流について」

まず、第1回目は、「面会交流」をテーマとしました。面会交流については、特にDV事案では当事者の葛藤が高く調停での話し合いが困難な場合が多いですが、家庭裁判所の面会交流原則実施の方針もあり、弁護士にとっても相談員にとっても悩むことが多い、関心が高いテーマと言えます。

会議では、まず中西俊枝委員が、ミニ講義を行いました。一般的な面会交流調停の手続きの解説、最近の裁判の動向の他、2015年9月11日に開催された当委員会主催の公開学習会「離婚における子どものケア～元子どもと臨床の立場から～」の報告がありました(公開学習会の詳細についてはLIBRA2015年12月号をごらんください)。

その後いくつかのグループに分かれて、予め用意しておいた事案をもとにグループ討議を行いました。面会交流につ



ては、弁護士、相談員とも関心が非常に高く、それぞれの経験をもとに感想や疑問点を話し合いましたが、面会交流原則実施の方針がDV事案でも無批判に貫かれている家庭裁判所の方針に疑問を呈する意見が多く聞かれました。

また、弁護士、相談員という立場ではなく、自分自身の離婚経験や、親が離婚した時、当時子どもの立場で感じていたことなどまで話が及び、改めて当事者の葛藤の大きさを感じました。

3 2015年12月3日「モラルハラスメント」

第2回目は、「モラルハラスメント」をテーマに開催しました。芸能人の離婚報道でも話題になったことで、離婚相談を受けていても、「モラハラ」という言葉が良く出てくるようになったホットなテーマです。

この日も、まず折井純委員が、ミニ講義を行いました。物理的な暴力に比べてあいまいな概念である「モラルハラスメント」について、まず「モラルハラスメント」とは何か、単なる夫婦喧嘩との違いはどういった点にあるのか、裁判手続きでの立証の困難さ、慰謝料の相場等についてミニ講義を行いました。

その後、予め用意しておいた事案をもとにグループ討議を行いました。行政や民間支援団体の相談においてもモラルハラスメントの相談は非常に多いということで、事案を超え

た様々な意見がだされ、活発な議論となりました。物理的な暴力を伴わない「モラハラ」の場合であっても、保護の必要性がある場合には対応しているということでしたが、自治体によって多少のばらつきがあるようでした。

4 2016年3月1日「DV・ストーカーと刑事手続き」

第3回目は「DV・ストーカーと刑事手続き」をテーマに開催しました。最近家庭内の暴力であっても刑事事件として立件されることが多くなったため、刑事手続きが離婚手続きに先行し、あるいは併存することも多く、関心の高いテーマとして取り上げました。

今回もまず、山崎新委員がミニ講義を行いました。一般的な刑事手続きの概要の説明の他、示談することの刑事手続きへの影響及び示談の相場等について解説がありました。その後、配偶者から暴力を受けたという事案、及びストーカーの事案についてグループ討議を行いました。刑事事件として立件されることが多くなったため、多くの相談員が、よく被害届を出すかどうか迷っているという相談を受けるということでしたが、相談者の話をよく聞き、できることを一緒に考えていくことでエンパワメントすることができるという話が印象的でした。

会議の後、懇親会を行い、弁護士と相談員で計18名の

参加がありました。軽食を取りながら一人ずつ自己紹介を兼ねて、相談業務の内容や日々感じていること、今後取りあげてほしいテーマ等をお話いただきました。

今後取りあげてほしいテーマとしては、リベンジポルノ、ハーグ条約、LGBT、モラハラ、親子間の暴力等が挙げりましたが、特に18歳以上の親子間の暴力についての支援の難しさ、また、配偶者からの暴力の相談であっても過去に親から暴力を受けていたということが非常に多いという意見が複数あり、親子間の暴力について問題意識を持っていることが分かりました。また、相談員の方から有益な情報も教えていただき弁護士としても大変勉強になることばかりでした。話は盛り上がり、自己紹介が一巡したところで予定時間となってしまいました。

5 まとめ

昨年度のネットワーク会議では、以前から継続的に参加していただいている方や初めて参加される方などの65人の相談員の方にご参加いただき、アンケート結果も概ね好評評価をいただきました。

今年度も3回のネットワーク会議の開催を予定しており、弁護士と相談員との間で情報を共有しながらより強固なネットワークを構築していきたいと考えております。

第31回 東弁人権賞 候補者推薦受付中

● 締め切り

2016年8月31日(水)

● 詳細

東弁ホームページ

<http://www.toben.or.jp/>

● 問い合わせ先

総務課「人権賞」係

TEL.03-3581-2204

この賞は、本会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。過去の実賞者は、個人が36人、グループが35団体です。

本年度も、会員及び読者の皆様より、多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます(自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください)。

なお、応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。

返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に被表彰者を決定し、東京弁護士会の新年式(2017年1月11日)において表彰(副賞としてテミス像と50万円を贈呈)します。

シンポジウム「新聞と第三者委員会—報道評議会の理念は間違っていたのか—」

人権擁護委員会 報道と人権部会 委員 藤原 大輔 (65期)

人権擁護委員会報道と人権部会は、2016年3月28日、弁護士会館に於いて表題のシンポジウムを開催した。参加者は約60名で、そのうち25名がマスコミ関係者であった。

1 基調報告

まず、弘中惇一郎当部会委員より、本シンポジウムを開催するに至った経緯、問題意識等について報告がなされた。

報道評議会とは、新聞・雑誌などのプレス（活字メディア）によって自主的に設置される第三者機関をいうが、①報道による人権侵害に対して、早く・安く・簡単に、被害の回復を実現できる点、及び②組織自体が国家権力による報道規制に対抗する有効な手段になり、報道の自由を護る諸々の活動を行うことが期待できる点などのメリットが挙げられる。

日弁連は、1987年の熊本以来、前橋、和歌山の各人権擁護大会において、報道評議会と社内オンブズマン（報道被害の申立てを受理し調査して見解を示す）の設立を提言してきたが、残念ながら、現在に至るまで、報道評議会の設立の動きはない。その一方で、2000～2001年に多くの新聞社に第三者委員会が設置された。

本シンポジウムは、この第三者委員会とはどのような活動をしてきたのか、社内オンブズマンに替わりうるものといえる状況か、さらには日弁連の提唱する報道評議会の理念を改めて検証するものである。

次に、廣田智子部会長より、当部会による新聞協会加盟の新聞・通信108社に対するアンケートの集計結果、及びそこから見えた第三者委員会の実態についての報告がなされた。

苦情を受け付ける第三者委員会はわずかしがなく、その平均像は「委員会自体が明確な規定に基づいて設置されておらず、社長ないし役員会、または、主筆・編集局長等編集サイドに所属し、それらによりこれまた明確な基準なく選ばれた3名ほどの委員が、明確な運営要綱等ないまま、年に2～3回、数時間懇談して、紙面検証・批評等をするもの」

という廣田部会長のまとめは、第三者委員会の活動実態が上記の社内オンブズマンとはかけ離れたものであることを如実に示しており、その実効性には疑問を持たざるを得なかった。

2 パネルディスカッション

弘中絵里弁護士（第二東京弁護士会）から実際に第三者委員会に申立てを行った経験から問題点等が述べられ、毎日新聞社執行役員・東京本社編集編成局長の小泉敬太氏からは同社の第三者委員会の苦情対応の実例が紹介された。BPO放送人権委員会委員長である坂井眞当部会委員からはBPOの設立経緯や活動に照らし報道評議会の存在意義等が語られ、山田健太専修大学教授からは新聞社が社会的な責務を担った実在であることの意識が低く、一般市民のメディアに対する信頼が低下していることへの危機感がないのではないかという厳しい指摘等がなされた。

そして、小泉氏から苦情対応はまずは各社において行うべきと述べられるなど、白熱した議論が展開された。業界横断的な報道評議会なのか、各社ごとの第三者委員会なのかは今後も議論を要するが、プレスによって自主的に設置され自律した実効的な組織の必要性を肯定する点については概ね一致した意見をみていた。

3 今後に向けて

紙幅の都合で本シンポジウムの内容全てを紹介できないことが非常に残念だが、本シンポジウム後、複数の全国紙が記事にしたり、通信社から意見交換の申し入れがなされたりするなど、プレスの関心の高さを感じた。

私見にはなるが、筆者は、報道評議会の理念は間違っていないと確信している。本シンポジウムによる問題提起は、今後設立されるであろう報道評議会の萌芽に過ぎない。これからも報道評議会の設立に向けた具体的な提案等の働きかけが肝要だろう。

2015年度 委員会等表彰



社会的貢献と諸活動の さらなる活性化を願って

2016年3月24日開催の臨時常議員会において、2015年度の当会の活動において、貢献が顕著であった委員会等に対し、表彰を行いました。

ついては、表彰された委員会等の活動内容を紹介させていただき、さらなる当会の諸活動の活性化を図ることを願い、本稿のLIBRAへの掲載を企画いたしました。

言うまでもなく、弁護士会は、個々の会員の献身的な活動に支えられており、今回表彰させていただいた委員会等に所属する以外の会員も、表彰に値する活動を熱心に行っていたことは、十分承知し感謝申し上げる次第です。

しかし、功績のあった会員全てを表彰することは難しいため、今回は、特に2015年度執行部が重点を置いた活動のなかで、対外的に東京弁護士会の存在価値を高める情報発信に役立った活動や、地域社会の中で発生した問題に迅速に対応し、区民や区行政から感謝された活動、また日弁連に先がけた自治体等への情報発信という面における功績を重視して選考し表彰させていただくことにいたしました。

それでは、表彰を受けた委員会等に、その活動を直接紹介させていただきます。

2015年度東京弁護士会会長 伊藤 茂昭 (32期)

表彰委員会等一覧

戦後70年企画の実施
戦後70年企画推進プロジェクトチーム
憲法問題対策センター
法教育センター運営委員会

◆
ぼったくり被害防止のための諸活動
民事介入暴力対策特別委員会
法律相談センター運営委員会

◆
ヘイトスピーチ防止のための諸活動
外国人の権利に関する委員会

戦後70年企画

「戦後70年～伝える」



戦後70年企画推進PT 座長
松田 純一 (45期)

戦後70年企画推進PTが、2015年度創設された表彰をいただく光栄に浴しました。

2015年度は、戦後70年を迎え、平和や憲法のあり方を議論するに相応しい年度でしたが、折しも、国会では、安全保障関連法案が審議されました。

東京弁護士会は、2015年度新理事者が就任と同時に、この企画PTを立ち上げ、私が座長に任命され、関連委員会等とご相談しながら、事務局長に川村百合会員ほか素晴らしい実績を持つたくさんの委員にご就任頂きました。「戦後70年～伝える」というテーマで、次のような企画を立て実施しました (LIBRA2015年

10月号2頁以降にも伊井和彦会員、山内一浩会員による詳細な紹介がなされています)。

①戦争写真展 (7月14日～8月7日)

②戦争資料展 (8月7日終日)

③中学生憲法ワークショップ (8月7日昼の部)

「戦争語り部」海老名香葉子さん講演、憲法サロン (中学生保護者等)、中学生グループディスカッションが行われました。

④シンポジウム (8月7日夜の部)

平和コンサート (アンサンブル・フォウ・ユウ) と、平山正剛会員、堀潤氏、小林節氏の各講演とパネルディスカッションが行われました。

短い準備期間でしたが、関係者の献身のご努力で、夏休みの時期にもかかわらず、会員、市民の方を問わず企画にご参加頂き、それぞれの立場や思想を超えて、過去に学びながら将来を考える機会を共にできたと思います。関係各位に改めてお礼を申し上げます。

中学生憲法ワークショップ



法教育センター運営委員会委員長
杉村 亜紀子 (55期)

この度は、法教育センター運営委員会を表彰していただき、ありがとうございます。

戦後70年企画は、戦争写真展、戦争資料展、中学生親子憲法ワークショップ、シンポジウムという多岐にわたる企画であり、特定の委員会メンバーに限らず、広く、多くの会員が携わった、まさに「オール東弁」の企画でした。その中で、当委員会のメンバーは、主に、中学生憲法ワークショップを担当したにすぎません。にもかかわらず、憲法問題対策センターとともに表彰していただき、大変感謝しています。

中学生憲法ワークショップは、海老名香葉子さんの戦争体験を伺った上で、グループディスカッションを

行い、戦争や平和、そして憲法について学び、考える企画でした。戦争は辛くて悲しいね、だけでは終わらせない、弁護士会ならではの素晴らしい企画だ！と意気込んだものの、実現までの道のりは平坦ではなく…ゼロから作り上げていく大変さはもちろん、テーマがテーマだけに色々な切り口や物の見方がある上、参加メンバーそれぞれの普段の活動におけるやり方の違いもあって、なかなか意見がまとまらず、かなりの難産でした。ですが、その甲斐あって、当日は、参加した中学生だけでなく、実施メンバーからも、良い企画だったと言ってくることができました。

また、個人的には、当委員会の普段の活動や考え方を、いつもと違った目で見ることができて面白かったです。

当委員会は、法教育活動を単なる広報活動の一環ではなく、未来の主権者の育成を担う活動と意識し、日々、活動しています。今回の表彰は、大変励みになります。ありがとうございました。

ぼったくり被害対策

民暴委員会の ぼったくり被害対策



民事介入暴力対策特別委員会委員長

竹内 朗 (48期)

2014年秋頃から、新宿区歌舞伎町のキャバクラ店などで、いわゆる「ぼったくり」被害が急増し、2015年4月にはぼったくり被害の110番通報が過去最高の341件に上る異常事態となった。客引きが1時間数千円と店に案内するが、飲食後には数十万円を請求するという手口で、市民を対象とする典型的な不当要求事案である。

警視庁生活安全部からの相談を受けた民暴委員会及び法律相談センター運営委員会は、新宿区及び歌舞伎町商店街振興組合と連携して、同年6月26日に「ぼったくり被害110番」を歌舞伎町の一角に開設し、

ぼったくり被害の未然防止及び事後救済を目的として、法律相談及び現場巡回の活動を開始した。現場巡回は、夜間に「東京弁護士会」の腕章を巻いた弁護士チームが客引き行為の多発地域を巡回し、被害に遭いそうな客に注意喚起し、被害に遭った客から被害相談を受けるものである。

本年3月末までに延べ500名を超える弁護士が出動し、延べ40件を超える被害相談を受けた。中には、13万8600円のぼったくり被害を数日後に全額取り戻した事案もあった。こうした地道な活動が評価され、本年2月には新宿区及び歌舞伎町商店街振興組合から感謝状の贈呈を受けた。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、「繁華街の浄化」は東京都及び警視庁の重要な行政テーマである。民暴委員会は、不当要求事案に対する被害現場への「アウトリーチ」活動として、今後も引き続きこうした活動を継続していきたい。

ぼったくり撲滅の意外な効果



法律相談センター運営委員会委員長

佐藤 昭 (43期)

2015年3月に開催された東京の三弁護士会と警視庁生活安全部との意見交換会の席上で、警視庁から、新宿歌舞伎町のぼったくりを撲滅するため弁護士会と連携したいとの協力要請を受けた。また、同年6月、ぼったくり被害者の会（以下「被害者の会」という）および歌舞伎町商店街振興組合（以下「商店街組合」という）の関係者から、東京弁護士会（以下「東弁」という）に対し、ぼったくりの撲滅に協力してほしい旨の要請があった。東弁の法律相談センター運営委員会（以下「センター」という）としては、ぼったくりの撲滅に一役買い、被害者の救済は勿論のこと、繁華

街の浄化、治安維持に貢献するという形の市民サービスがあってもよいのではないかと発想のもとにその要請に応えた。また、東弁の民事介入暴力対策特別委員会も連携することになり、新宿区も参加を表明した。センターは、現地でのホットラインの電話対応、面談相談の他に繁華街の巡回等を行った。上記各団体の協力関係の効果は顕著で、みるみるうちにぼったくりキャバクラ店の廃業が相次いだ。そのため、全国の繁華街におけるぼったくり撲滅のモデルケースとなった。また、話題性とニュース性があることからマスコミに注目され、新聞報道やテレビ放映もされた。

このように、弁護士会があまり経験したことのない行動によって、警視庁生活安全部、新宿区とはこれまでとはレベルの違う信頼関係が築かれ、商店街組合、被害者の会とも今までにないような強い絆が生まれた。また、マスコミに注目されたことにより、弁護士会にとって思わぬ大きな広報効果がもたらされた。

ヘイトスピーチ防止

ヘイトスピーチのない社会を

外国人の権利に関する委員会 人種差別撤廃 PT 座長
金 竜介 (46期)

ヘイトスピーチを止めるための取り組みとして外国人の権利に関する委員会と憲法問題対策センターのワーキンググループが発案した「地方公共団体に対して人種差別を目的とする公共施設の利用許可申請に対する適切な措置を講ずることを求める意見書」と自治体向けのパンフレット「地方公共団体とヘイトスピーチ～私たちの公共施設が人種差別目的に利用されないために」が、2015年9月7日に当会が発表して以来、大きな反響を呼んでいる。

このパンフレットは、10の説例からなるQ&A方式で「なぜ、今、人種差別やヘイトスピーチが問題となっているのですか?」「ヘイトスピーチとは何ですか?」「人種差別撤廃条約とは何ですか?」という基本事項に始まり、「人種差別を標榜する団体が、地方公共団体に対して、公共施設の利用を求めています。当該地方公共団体は利用を拒否できるでしょうか? できる場合、法的な根拠も教えてください」との説例では「公共施設が人種差別行為に利用されると判断される場合には利用を拒否することができます」とし、その理由を人種差別撤廃条約等を根拠に丁寧に説明している。

意見書・パンフ発表後、私たちは、東京都内の各自治体の役所を訪問し、どのような場合に施設の利用を拒否できるのか、集会の自由との調整をどう考えればよいのかなどを説明して回っている。ヘイトスピーチの対応に悩んでいる自治体職員たちは多く、このパンフレットに強い関心を示し、多くの質問がされ、率直な意見交換が徐々に功を奏し始めている。東京以外の自治体や各单位弁護士会からも問い合わせが相次いでおり、今こそ必要なものを作ったんだとの思いを私たちは強めている。

この意見書・パンフレット完成までには1年近くの議論が積み重ねられてきた。基本法の制定の必要性が国会レベルで論じられる中で、ヘイトスピーチに対する

有効な手法を構築しようとの意見が当委員会で交わされたことが発端であった。ワーキンググループでの議論当初は「表現の自由」との関係から消極的意見もあったが、「個人の人格と人間の尊厳を否定するようなヘイトスピーチが現実に行われている。これを放ってはならない」との意識を参加者全員が共有する中で「国際法上、地方自治体は人種差別目的の公共施設利用を拒否する義務がある」と明快に打ち出すものができたのである。

記者会見に臨んだ委員らが「ヘイトがひどいとわかっていても法規制した場合の濫用を懸念する声は弁護士会にもある。しかし、実際に苦しんでいる人たちがいる。条約の趣旨にのっとり、マイノリティへの差別が明らかかな場合にしばって厳格に運用することでこの意見書を出した」(憲法委)、「現行法で何ができるかを検討し、表現の自由が過度に萎縮・制約されないよう十分配慮した上で作成した」(外国人委)と弁護士の矜持をもって胸を張って述べていたのが印象的である。

今後、この意見書とパンフが東京のみならず全国の地方自治体の指針となることを私たちは望んでいる。



伊藤茂昭 2015年度会長(右)より表彰を受ける
師岡康子 外国人の権利に関する委員会委員

裁判官の職務情報提供推進委員会報告

弁護士が提供する職務情報が、裁判官の再任適否や人事評価の資料となる

裁判官の職務情報提供推進委員会元委員長 森田 太三 (34期)

1 裁判官の職務情報提供推進委員会

弁護士等の提供する裁判官の職務情報を、裁判官の再任適否の判断や人事評価の資料とするのが、いわゆる外部情報提供制度である。

当委員会は、会員が行うこれらの裁判官の職務情報提供を推進することを主な活動内容としている。当委員会の主な活動内容の理解を得るとともに、会員による裁判官の職務情報提供がより積極的に行われることを期待する。なお、外部情報提供制度においては、職務情報提供者の氏名は、当該裁判官には知られない仕組みとなっている。

2 裁判官の再任適否の判断資料となる職務情報

最高裁判所の下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づく外部情報提供制度は、再任期裁判官に関する再任適否の判断資料となる職務情報の提供を求めるものである。

再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が、例年、4月任官の裁判官については12月に、10月任官の裁判官については7月になされているため、それぞれの約2月前である10月と5月とに、該当する再任期裁判官に関する職務情報の提供が求められる。

弁護士の提供する再任期裁判官に関する職務情報が、裁判所内部では把握していない情報であった場合などは、提供した職務情報が再任適否の判断に大きく影響することになる。再任期裁判官の再任適否についての下級裁判所裁判官指名諮問委員会の意見申述が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

3 人事評価の資料となる職務情報

最高裁判所の裁判官の人事評価に関する規則に基づく外部情報提供制度は、人事評価の資料となる裁判官の職務情報の提供を求めるものである。

裁判官の人事評価の基準日が毎年8月1日で、評価権者による面談が7月になされることから、6月末日までに裁判官の職務情報の提供をすることが求められる。弁護士の提供する裁判官の職務情報は、評価権者が行

う人事評価における貴重な資料として活用されている。裁判官に対する人事評価が適正になされるための職務情報の提供を、会員が積極的に行うことを期待する。

4 報告書提出をご検討ください

平成24年10月から平成25年9月までの一年間の人事評価の情報提供数は、東京弁護士会で分かった範囲で40件以上、再任適否の職務情報は数件であった。

訴訟指揮や判決等を通じた法的知識、論点理解力、審理を運営してゆくためのマネジメント能力、当事者との意思疎通、説得力、柔軟性、法廷における態度などにつき、例えば、訴訟指揮が強引だ、当事者の意見を聞こうとしない、判決文が簡潔過ぎて意味が不明だ、判決日が何度も延びる、和解の押しつけがある等のケースに出合われたら、報告をお願いしたい。

東京では、問題のある裁判にあわないので報告する必要がないのではという声もある。しかし、この職務情報は人事評価の適正を通じてよりよい裁判官を選任、育成してゆくための制度であり、優れた裁判官についてもその情報を提出いただくことは大きな意義があるのでマイナス評価だけでなくプラス評価の場合もぜひ提出をお願いしたい。

最高裁の下級裁判所裁判官指名諮問委員会や各地の地域委員会の議事要旨は、最高裁のHPで閲覧できるが、当会のHPにもリンクを貼っているので見ることができる。

ちなみに、これまでこの制度による外部情報を含めた裁判所内外の情報による評価によって、再任不適格者となったケースは毎年数名にのぼり、私たちの報告書は貴重な情報資料として活用されている。

情報提供の方法について定められた様式はなく、適宜、高等裁判所や地方裁判所の各総務課長宛に提出することとなっているが、分からない点は当会にお問い合わせいただきたい。また、当会のHPの案内を参照していただきたい。報告書の雛型は会員室にも備え置きしているが、会員サイトからダウンロードすることもできる（東弁WEB会員専用ページ→左下にある「裁判官に関する情報提供のお願い」をクリック→「裁判官の職務情報を提出する方法」をクリック）。

あっせん人列伝

第4回 伊藤 紘一 会員 (26期)



連載企画第4回は、当センターの生みの親で、数多くのあっせん事件を解決に導いた伊藤紘一会員です。(聞き手：紛争解決センター運営委員会委員 小川 亮太郎)

Q1 当センターの設立者のお一人ですが、設立の経緯を教えてください。

東京では、第二東京弁護士会が最初に仲裁センターを作りました。当時の裁判は、書面の提出と次回期日の指定をするだけで、当事者の話を聞く手続きではなく、かえって紛争を拡大させているのではないかと問題意識から、当事者の話をよく聞いて紛争を解決する機関として設立されたものです。私は、趣旨には賛同しながらも、その趣旨通りの運営がされるか懐疑的でした。しかし、申立代理人として同センターを利用したところ、確かによく話を聞いてくれ、良い解決ができました。そこで、同様の機関を当会にも設けようと考え、あっせん人列伝第1回に登場した吉岡桂輔会員(当時副会長)と一緒に当センターを設立しました。

Q2 あっせん人として心がけていることはなんですか。

当センターのモットー(早い、安い、うまい)は勿論ですが、私は、やはり当事者の話をよく聞いて解決することを大切にしています。当事者は、紛争発生当初、怒りや悲しみのマイナスの感情をコントロールできていません。しかし、第三者にしっかり話を聞いてもらえると、徐々に落ち着いて感情のコントロールを取り戻し、理性的な判断をして紛争の解決ができるのです。あっせん人は、当事者の話を聞くキャパシティを持つことが非常に大事だと思います。

Q3 あっせん人をされた事件で印象に残っているものを教えてください。

マンションの建築反対運動の事案が印象に残っています。建設業者がマンション建設を計画したところ、周辺住民が沢山旗を立て、強い反対運動を起こしたので、業者が反対運動の中止を求めたという事案です。この業者は、自治体の建築紛争審査会に申立てをしましたが、同手続きでは話をあまり聞いてくれず、不

調となり、当センターに申立てを行ったとのことでした。

当初、相手方である周辺住民は、業者の代理人弁護士と私とが、弁護士同士で話し合いをし、その結論を押しつけようとするのではないかと当センターでの手続きを警戒し、応諾しませんでした。そこで、私は、住民の方々に対し、当センターは双方の話をよく聞いて進める手続きであることを手紙で説明し、応諾してもらいました。期日を開くにあたっては、相手方となっているか否かに拘らず、関心がある住民全員に来てもらうことにしました。そして、第1回期日から現地に赴き、双方から話を聞きました。現地を確認することで、お互いの問題意識が具体性をもって共有され、信頼感をもった話し合いが可能となりました。結局、3ヶ月半で9回の話し合いや現地視察を行い、日照・工事時間・最上階の戸数減、目隠しの設置など周辺住民の要望を十分取り入れたマンションの設計となり、和解できました。

後日談ですが、周辺住民が「やっと話を聞いてもらえる人に出会えた」とおっしゃって弁護士会までお礼に来てくれました。この言葉はあっせん人として非常に光栄なことです。

Q4 当センターに向いている事件はどのようなものか教えてください。

実際の人間社会の紛争は、要件事実で構成できない紛争の方が多く、日頃法律相談などを行っている会員であれば感じていることだと思います。そのような紛争は裁判所では救済されませんが、当センターでは、要件事実で構成できない紛争でも解決できます。ぜひご利用下さい。

伊藤紘一会員プロフィール

1974年弁護士登録(26期)。以後、常議員、日弁連弁護士業務対策委員会委員、あっせん仲裁協議会議長、広告調査委員会委員長を歴任。現在、東京簡易裁判所調停委員、国土交通省建築紛争審査会委員、紛争解決センターあっせん人。



今、憲法問題を語る

— 憲法問題対策センター活動報告 —

第57回 「国家緊急権問題」に関する勉強会を開催

憲法問題対策センター 副委員長 下林 秀人 (32期)

委員 杉浦ひとみ (51期)

自民党・安倍内閣は、2012年「日本国憲法改正草案」を発表して以降、明文改憲を推し進めようとしている。その突破口として、緊急事態条項（国家緊急権）、すなわち外国等からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、大規模な自然災害などの緊急事態に関する条項の導入を企図している。そこで、東弁では緊急事態条項の問題について力を入れて取り組むこととし、本年3月31日、名古屋大学法学部の愛敬浩二教授による勉強会を開催した（参加者30名。全国17の単位会にもテレビ中継）。憲法改正を安倍首相が明言していることから、国家緊急権について弁護士が学問的に学ぶということではなく、「国家緊急権について、市民にどうわかりやすく伝えていくか、という実践的な講演」ということでお話いただいた。

ここで国家緊急権として取り上げるのは、一般的、歴史的ないし講学上の国家緊急権ではなく、自民党改憲草案98条・99条に記載されている国家緊急権である。そして、この国家緊急権は、内閣総理大臣に権限を過度に集中させ、法律事項が極めて多く、司法のチェックも不十分な“ザル法”である。結論として国家緊急権を憲法に盛り込むことは危険であるし、その必要性もない。必要性があるとされる災害緊急時と海外からの攻撃に対する有事の2つについて、現在既に法整備されている。前者は災害対策基本法であり、後者は有事法制である。従って、憲法への組み込みは必要ない。ただし、この説明には留意すべき点がある。それは海外からの攻撃に対する有事については、いまある有事法制について、これまで弁護士会は反対してきた。にもかかわらず、国家緊急権の場面では無条件に有事法制を認めることは不信感を持たれる。これまでの有事法制についての立場と両立させるには、「憲法九条との関係で問題があり、私は積極的に肯定するわけではないが、現存する法律に照らして考えるなら」といった断りをするやり方もある、との説明がなされた。この点、安保法制を違憲と国会で明言し注目された長谷部恭男教授も結論は同じだが、長谷部教授は有事法制については9条との間で問題があると

は考えていない（2016年1月号「世界」岩波書店）ので、有事法制についてはまったく留保なく「現行法で十分だから憲法への国家緊急権の組み込みは不要」との論になる。

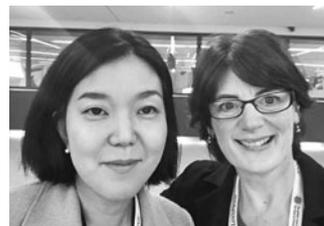
ところで、簡単に結論を出せそうな緊急事態条項の問題について、どうしても懸念されることとして指摘されたのは、次のような正当化の三段論法に陥りやすいという点である。「①日本には緊急有事法制がないので、有事の場合自衛隊は必ず活動するだろう。②その場合に事前に法整備をしておかないのは立憲主義に反する。③外国でもそのように対応している。」この流れは、緊急事態を正当化するイデオロギーを表している。そして、この論法に続いて引き込まれやすい国民意識は「緊急時には人権が制限されてもやむをえない」という発想であるとして、『時限爆弾のシナリオ』という話を紹介された。これは「時限爆弾を持った犯人の共犯者を捕まえたときに、その共犯者を拷問してよいか」という問題設定である。共犯者の所在がわからなければ多数の人命が奪われる危険性がある。その際、拷問は危険物についての情報を得ることだけが目的で痛めつけることは目的ではない、それが行きすぎないように裁判所の令状主義をとる、といった仮説に思考を惑わされる。しかし、その前提として、拷問すれば真実を話すという仮定、拷問を加える共犯者と目される者が真実を知っているという仮定など、すべての仮定の検証なしに拷問を許すことにつながりかねず、「緊急時」の人心の危うさを示している。弁護士が市民に語る時、このあたりまで配慮した上で、次のことを再度強調してほしい。すなわち、自民党草案98条・99条での国家緊急条項の危険性。現在の法制度の中で危惧される事態には（留保つきながら）対応できていること。そして、外国の緊急事態条項はもっと濫用の余地をなくす設計になっていること。特にヨーロッパにはヨーロッパ人権裁判所があり、緊急事態条項の適否は国内の裁判所だけではなく、二重に審査されること。最後に、国家緊急権の制定は「お試し改憲」であって、真の狙いは軍事審判所の設置にあり、国民が受け入れやすいものを選んだ思惑も伝えていただきたい。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第15回 オーストラリア弁護士連合会次期会長 フィオナ・マクリード氏インタビュー

聞き手：男女共同参画推進本部事務局次長 坂野 維子 (57期)

オーストラリアで弁護士の男女共同参画に取り組む、フィオナ・マクリード弁護士からお話を伺いました。同弁護士は1991年に弁護士登録した後、企業法務を業務の中心とする一方で、国際人身売買防止等のプロボノ活動にも積極的に取り組んでいます。2013年ヴィクトリア州弁護士会会長、2015年オーストラリア・バーアソシエーション*1会長を務めた後、2017年のオーストラリア弁護士連合会（ローカウンセル）*2会長に選出され、現在は次期会長*3として活動しています。プライベートでは、グラフィックデザイナーである夫と、21歳と18歳の2人の娘との4人暮らしとのこと。



坂野事務局次長(左)とマクリード氏

*1：オーストラリアにおけるバリスタ(法廷弁護士)のみが所属する弁護士会

*2：オーストラリア各州の弁護士会が加盟し、またソリシタ(事務弁護士)のほかバリスタも所属する、オーストラリアの弁護士全体の弁護士会

*3：オーストラリア弁護士連合会では、実際の任期から1年前倒しで会長選挙を行っており、当選した候補者が、「次期会長」という役職名で、会長を補佐して職務にあたる。

—— オーストラリアにおける弁護士の男女共同参画の状況について教えてください。

オーストラリアでは女性弁護士の増加が著しく、直近10年以上の間、新規登録する弁護士の過半数、6割近くが女性という状況が継続している。もっとも女性弁護士は若い層に偏っており、男性弁護士では、35歳以下の若い弁護士の割合が24%にとどまるのに対し、女性弁護士では、35歳以下の弁護士の割合は49%にのぼる。このように急増している女性弁護士だが、5～7年のうちに仕事をやめてしまう者も多い。そのため、2012年から2014年にかけて原因を調査するプロジェクトを行い、その中で、約4000人の弁護士を対象としたアンケート調査や、聞き取り調査を実施した。

—— 調査の結果はいかがでしたか。

長大なレポートにまとめており、ここでは紹介しきれないが、女性弁護士の活躍を妨げる要因として、家庭責任の負担が今なお女性に偏っていること、法律事務所でも男女問わず長時間労働の慣行が残っていること、女性弁護士がロールモデルやメンターを得にくいこと、様々な形のセクハラが存在、等が挙げられる。

—— 調査をふまえた対応としては、どのようなことを行いましたか。

弁護士会として男女共同参画宣言を採択し、また育児休業や柔軟な職場環境に関して、雇用者側、当該制度を利用する側の双方が注意すべき点をまとめたガイドラインを作成した。また、各法律事務所や組織が、

パートナーその他のリーダー的な地位にある女性の割合について、各々の実情に応じた個別の数値目標を自主的に掲げるように推奨する提言を行った。

—— 国を問わず弁護士会には、性別の違い、子どもや要介護家族の有無、ワークライフバランスに関する考え方の違い等、様々な異なる要素を持つ会員が所属していると思いますが、貴会では、男女共同参画にどのような意識で取り組まれているのでしょうか。

法曹を育てるにはコストがかかるため、「育児中の女性弁護士」等、特定のカテゴリーの弁護士がやめてしまうという事象があるのであれば、それは法律事務所や所属組織にとっても、また社会にとっても大きな損失であり、その原因を解消すべきである。また、弁護士の依頼者が、法律事務所のダイバーシティに注目することもあり、特にグローバル企業はその傾向が強い。弁護士会も、一般市民や企業の間を取り入れながら、変革していく必要がある。

インタビューを終えて

女性弁護士の割合、弁護士業界全体の業況、弁護士自治のあり方等については、国や弁護士会により事情が異なりますが、客観的資料に依拠し、個々の弁護士の働きやすさと法律事務所の経営の双方に配慮しながら、具体的提言を積極的に行っていく姿勢は、参考になると感じました。

(インタビューは、2015年10月にウィーンで開催されたIBA年次大会に際して実施しました。)

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第41回 東京地裁平成27年6月2日判決

(KPIソリューションズ事件／労働経済判例速報2257号3頁)

労働法制特別委員会委員 市川 雅人 (66期)



1 事案の概要

本事件は、経歴能力を詐称して会社に入社し、平成25年12月から稼働していた労働者（以下「原告」という）が、当該会社（以下「被告」という）から経歴能力の詐称等を理由として平成26年4月限りで解雇（以下「本件解雇」という）されたことを受け、原告からは、本件解雇は解雇権の濫用として無効であると主張して、労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めるとともに、同年3月26日から同年4月15日までの期間分の未払賃金44万円余及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、被告からは、被告が原告に支払った賃金合計230万円余のほか、原告に代わり業務を行う者の派遣を受けて支払った2ヵ月分の派遣料合計244万円余と原告に支払った2ヵ月分の賃金120万円との差額124万円余が、原告による経歴能力の詐称によって会社が被った損害であるとして、その賠償を請求した事件である。

2 主な争点

- ①本件解雇の有効性
- ②平成26年3月26日から同年4月15日までの期間分の賃金請求権の存否
- ③詐欺の成否及び被告の損害

3 裁判所の判断

本件解雇を有効とし、また、平成26年3月26日から同年4月15日までの期間分の賃金請求権についても発生しないとして、原告の請求をいずれも棄却した一方で、本件においては詐欺が成立するとして、被告の請求を一部認容した。

(1) 本件解雇の有効性

「経歴等の詐称が解雇事由として認められるか否かについては、使用者が当該労働者のどのような経歴等を採用に当たり重視したのか、また、これと対応して、詐称された経歴等の内容、詐称の程度及びその詐称による企業秩序への危険の程度等を総合的に判断する必要がある」とした上で、次の点に関する詐称が、原告と被告との間の雇用契約において重大な意味を有すること等を理由として、就業規則19条1号（業務能力が著しく劣ると判断される、または業務成績が著しく不良のとき）及び同条3号（社員の就業状況が著しく不良で就業に適さないと認めるとき）所定の解雇事由が認められることから、本件解雇は有効であると判断した。

ア 前職に関する事項

原告は、被告との面接において、在職中か否かという前職に関する事項を詐称していた。この点について、裁判所は、「同業他社に在職中であるのか、短期間のうちに退職したのかどうかは、当該労働者の能力等を判断する際の重要事項」とであると述べた。

イ プログラマーとしての能力

被告は、システムエンジニア・プログラマーとしての能力全般、特に、LAMP（「Linux」、「Apache」、「MySQL」及び「PHP」の総称）によるシステム開発ができることを重視して求人をしてきたところ、原告は、このことを認識していたにもかかわらず、被告との面接において、実際には上記能力を有していないのに、そのような能力がある旨のアピールをしていた。

ウ 日本語の能力

被告が日本の会社で、日本企業向けにWEBマーケティングのサービスを提供していることや、LAMPによるシステム開発もできるシステムエン

ジニア・プログラマーを求めていたこと等から、少なくとも、このような職種・業務を行うのに必要十分な日本語の能力が必要とされていたことは明らかであったにもかかわらず、原告は、被告との面接において、実際にはそのようなことはないのに、履歴書や職務経歴書は自分一人で書いたもので、文法や読み書きにも問題はないなどと答えていた。

(2) 平成26年3月26日から同年4月15日までの期間分の賃金請求権の存否

「原告は、平成26年4月25日までは出社すべきであった」とした上で、原告は、同年3月26日から同年4月15日まで出社せず、また、それまでの原告の言動や性格等からすると、同年26年3月26日から同年4月15日までの間に被告がとった措置（無断欠勤に基づく出勤停止処分等）には合理的理由があり、原告による労務不提供について、被告の責めに帰すべき事由はないことから、この期間は賃金請求権が発生しないと判断した。

(3) 詐欺の成否及び被告の損害

「労働者が、前記のように申告を求められ、あるいは確認をされたのに対し、事実と異なる申告をするにとどまらず、より積極的に当該申告を前提に賃金の上乗せを求めたり何らかの支出を働きかけるなどした場合に、これが詐欺という違法な権利侵害として不法行為を構成するに至り、上乗せした賃金等が不法行為と相当因果関係のある損害になるものと解するのが相当である」とした上で、次の原告の行為が不法行為を構成するとして、被告の損害賠償請求を一部認容した。

ア 不法行為の内容

原告が、被告との面接において、前述した通り、

自己の職歴、職業上の能力及び日本語の能力を詐称し、この詐称に係る職歴等を前提として、被告から当初提示を受けた賃金月額40万円を増額するように繰り返し求め、被告に月額60万円まで賃金を増額させたという、この賃金増額に係る原告の言動。

イ 損害の範囲

上乗せをした賃金月額20万円、すなわち賃金の3分の1相当額が不法行為と相当因果関係のある損害となると判断した。

その一方で、被告が、派遣会社から、原告に代わり業務を行う者の派遣を受け、同社に対して派遣料を支払ったことについては、原告がそのように働きかけたわけではないので、この派遣料を不法行為と相当因果関係のある損害として認めることはできないと判断した。

4 コメント

本判決の特色は、経歴詐称について不法行為を認めた点にある。裁判所は、労働者に対し、自己の経歴や能力について、聞かれていないことまで積極的に答える必要はないが、聞かれたことには真実を答える信義則上の義務を認め、義務違反の程度やこれが会社に与えた影響等を総合考慮して解雇の有効性を判断している（東京地判平24年1月27日労判1047号5頁等）。本判決は、解雇の有効性の判断基準については従来の裁判例を踏襲し、虚偽説明が不法行為となるのは、虚偽説明をもって積極的に使用者に働きかけ何らかの支出を上乗せさせた場合に限定することで、使用者からの損害賠償請求の範囲も支出の上乗せ分に止めている。経歴詐称と不法行為というこれまで論じられてこなかった問題について、一つの考え方を示したものとして参考になる。

研修報告

日弁連ライブ実務研修「刑の一部執行猶予制度と情状弁護」

2016年3月15日、「刑の一部執行猶予制度と情状弁護」というテーマでの研修が行われた。本年6月から施行される刑の一部執行猶予制度は、今後の弁護活動に大きな影響を与えることが予測されることから、研修内容を要約して報告する。（*本文中敬称略）

会員 原 香苗 (68期) 会員 桑原 慶 (68期)

1 「情状弁護一般、量刑判断における犯情と一般情状の位置付け等」

波床 昌則(和歌山弁護士会・元裁判官)

(1) はじめに

刑の一部執行猶予制度は、従来の量刑判断の枠組みを動かすものではないため、まずは裁判所の量刑判断の枠組みを理解する必要がある。

(2) 行為責任の原則と量刑判断の枠組み

相対的応報刑の立場をバックボーンとする行為責任主義の原則の観点、また、量刑の公平性の観点から、量刑事情として一次的に考慮するのは犯情であり、一般情状は二次的なものにとどまる。したがって、量刑判断の思考方法は、まずは、犯情から大枠としての責任刑をイメージし、その中で、一般予防や特別予防の観点から一般情状を調整要素として考慮して宣告刑を定めるといったものになる。

(3) 判決書における「量刑の理由」及び裁判員裁判における量刑判断

「量刑の理由」の構成は、簡潔に事案を説示し、犯情を示して刑事責任の幅を想定し、一般情状を示して宣告刑を定めるといったものとなっている。

裁判員裁判における量刑の評議では、厳格な証明により犯情を確定させ、その犯情を手掛かりに、「裁判員量刑検索システム」の量刑資料を用いて責任刑の幅をイメージするようにしている。

2 「一部執行猶予制度について」

小倉 悠治(金沢弁護士会)

(1) 一部執行猶予の概要

一部執行猶予とは、懲役又は禁錮を言い渡す場合において、その刑の一部の執行を一定期間猶予する制度

である。「懲役2年6月、うち6月についてその刑の執行を2年間猶予する」といった判決になる。その目的は、施設内処遇と社会内処遇の有機的連携を通じた再犯の防止にある。刑法上の一部猶予(刑法27条の2)と、薬物事犯の一部猶予(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律)の2つの制度がある。薬物事犯では前科要件が撤廃されている。

(2) 中間刑か実刑のバリエーションか

一部執行猶予を、実刑と全部執行猶予の中間刑として位置づける議論があった。このような考え方をとると、従前全部猶予だった者も一部猶予になる可能性があり、実質的に厳罰化される。

しかし、現在は、一部執行猶予は実刑のバリエーションだと考えられている。つまり、従前実刑であった者について、特別予防の観点から必要かつ相当な場合に適用する制度である。本制度の施行後も、従前全部執行猶予とされてきた事件では、同様に全部執行猶予にすべきであって、弁護人はこの観点を忘れてはならない。

(3) 実際の裁判における考慮要素

裁判所は、まず実刑か全部執行猶予かの判断をし、実刑相当な事案について宣告刑の期間を決定し、宣告刑の期間が3年以下であった場合に、①犯罪の軽重からの相当性、②再犯防止のための必要性、相当性を基準として全部実刑か一部執行猶予かを判断することとなる。②については、(a)再犯のおそれの程度、(b)仮釈放では困難な期間を確保して行う有用な社会内処遇の存在、(c)社会内処遇の実効性、が考慮される。(c)では、社会内処遇を受ける意思の有無、住居や支援者の存否、過去の保護観察の実績、などが考慮されることになると思われる。

(4) 一部猶予の注意点と利用可能性

一部執行猶予は一度刑務所に入らなければならないため、安易に全部猶予をあきらめるべきではない。また、

一部執行猶予は実刑の一種であるから、求刑通りの宣告刑とならないように注意すべきである。さらに、一部執行猶予判決については、どのような変更が控訴審における不利益変更にあたるかについて問題となる。

一部執行猶予は監督される期間が長期化するおそれがあるため、主張する場合には被告人に制度を十分説明し、同意を得るべきである。薬物使用等の執行猶予をつけられない事案において一部執行猶予を主張する余地はあり、再犯防止の観点からメリットと考える人もありうるが、福祉や医療を強制することになるため、主張する場合には被告人とよく話し合い、慎重に検討するべきである。

3 「保護観察の概要と処遇プログラム」

水野 英樹(第二東京弁護士会・日弁連刑事弁護センター副委員長)

(1) はじめに

一部執行猶予付きの判決がなされる場合、薬物事犯は必要的に、その他の犯罪では任意的に、保護観察が付けられることとなる。もっとも、保護観察に代替し得る環境が十分整備されている例外的ケースの他は、刑法犯でも基本的に保護観察が付されると思われる。そのため、一部執行猶予を求める場合、弁論において保護観察について言及する必要があるが、裁判官を説得するに足りる主張を行うためには、弁護人自身が保護観察制度を理解しておく必要がある。

(2) 保護観察の概要

保護観察は、保護観察官と保護司がペアで担当することとなる。保護観察期間の遵守事項中には、専門的処遇プログラムを受けることが盛り込まれることがある。

(3) 専門的処遇プログラム

保護観察所の専門的処遇プログラムには、①薬物処遇プログラム、②性犯罪者処遇プログラム、③暴力防止プログラム、④飲酒運転防止プログラムの4つがあり、2週間に1回程度通所して、ワークブック等を用いたプログラムを受けることになる。また、薬物処遇プログラムにおいては、定期的に簡易薬物検出検査も行われる。

保護観察所のプログラム以外のプログラムを受けることを理由に一部猶予を主張するには、上記の専門的処遇プログラムに匹敵する処遇が受けられることを手厚く主張立証する必要がある。

4 「事例を通してのディスカッション」

水野 英樹(第二東京弁護士会・日弁連刑事弁護センター副委員長)
波床 昌則(和歌山弁護士会・元裁判官)

(1) はじめに

今回は、東京地方裁判所と東京地方検察庁と日弁連とで行われた勉強会について報告がなされた。

(2) 想定される運用について

事例の検討に入る前に、想定される運用につき、次の5点が確認された。

- ① 一部執行猶予は、実刑と全部執行猶予の中間刑ではないため、まずは実刑相当か全部執行猶予相当かの判断がなされる。
- ② 具体的な判断は、まず、実刑相当かということと具体的な刑期が判断され、次に、施設内処遇に続く社会内処遇が必要か相当かが判断され、一部執行猶予とするか否かが判断されるという手順となる。
- ③ 一部執行猶予とする場合でも、実刑相当という先行の判断があるため、かなりの部分は実刑部分にされる。
- ④ 刑法犯の場合にも、基本的には保護観察が付される。
- ⑤ 一部執行猶予の要件として、「犯罪の軽重」が挙げられている点について、一部執行猶予には相応しくない罪質の事件もあると理解する見解もある。

(3) 各事例の検討

以上のことを前提として、薬物事犯や性犯罪、万引事犯等の事例を取り上げてディスカッションが行われた。その中で、弁護人としてどのような主張を行うべきかという点につき言及された。具体的には、保護観察所ではなくダルクへの通所を希望している場合や全部執行猶予か一部執行猶予か判断が分かれ得る事案における弁論の仕方などについて、どのように弁護活動を行うかというものであった。

もっとも、一部執行猶予制度の運用について法曹三者の共通理解があるわけでもなく、今後の事例の集積を見てみなければ、実際の運用は明らかにならない。弁護人としての活動も最初は手探りの状態で行わなければならないと思われるが、それだけに各弁護人の創意工夫が求められるところである。



会員 木下 圭一

弁護士は嫌われ者？

1 はじめに

弁護士登録をして1年あまり、世間で弁護士は嫌われ者のようである。弁護士は、依頼者の利益を一番に考えることは当然であるが、必ずしも一方的な主張をするわけではない。しかし、わけもなく遠ざけられていることがあるようである。

2 弁護士は譲らない？

依頼者の相手方に10年以上放置された手続をしてもらう必要があった。手続が放置されたのには、双方に落ち度があったが、相手方はそのまま放置してもさほどの不利益はなく、こちらの立場は弱かった。しかし、何度面会を要請しても「弁護士は来なくていい」と文書での説明を求められた。結局、相手方から示された条件は、想定よりもこちらにとってかなり有利なものであった。この間、依頼者は、相手方に電話でかなりやり込められていたのだが、弁護士は譲歩しないとかわれたらしく、直接の交渉をさげ確実に手にできる条件を計算したようである。

3 弁護士は敵にしたいくない？

知人が仕事を辞めたら法外な違約金を請求されたという相談。話を聞くと違約金の支払義務がないどころか、残業代金が支払われていない。知人から会社に伝えたとこ、会社は直接会って話がしたいという。弁護士同席ならと答えると、弁護士が入ると大事になると拒否された。そもそも違約金を払わなければ弁護士に依頼すると言っていたのは会社であるのに全く不可解な言い分である。弁護士は自分の味方につけても、敵にはしたくないらしい。

4 弁護士は杓子定規？

ある会社から行政の許可が得られないという相談。

関係法令を調べると、行政庁の説明には理由がないように思えた。行政庁を訪問すると、あっさりと問題は解決した。しかしその後、その事業に関係する他の会社から弁護士がいると柔軟な話し合いができないと釘を刺されることに。近隣住民や行政庁の理解や協力を得るため必要ならば合理的な行政指導は受けるべきだし、むしろそれが会社の利益になるのだが、弁護士は法令の規定どおりにしか動かないと思われているようだ。

5 嫌われるのはやむを得ない？

弁護士の職務は、あるべき状態を維持・回復することであると思っている。これに反する状態を回復したい者にとっては煙たい存在であることは当然であるが、すべてを糺そうとすればかえって依頼者の利益を損なうことにもなりかねない。それゆえ柔軟な解決が目指されるのだが、弁護士は頭が固いと思われているようである。私の対応が拙いことも一因だろうから、諸先輩方のようにムキにならずに上手いいなすことを覚えて、軽やかに問題を解決できるようになりたいと思うのは正直なところである。しかし一方で、あるべき状態を回復するため猪突猛進し、嫌われ続けたいと思うのも正直なところである。おそらく解決しない問題なのだろうが、少なくとも真っ直ぐ向き合い続けたいと思う。

6 最後に

クラス担任によるご指名から脱稿まで思案の連続であった。しかし、結局、自分の思うところを素直に書くことになった。脱稿後、同期の寄稿を読んでみたところ、共感できるものが多くあり最初から素直に書けばよかったと気付かされた。今後執筆される方は、肩の力を抜いて自由に書いてもらえればと思う。

第63回

弁護団で活躍する若手に聞く～NOON 弁護団 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 武田 浩一 (66期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士のインタビュー記事を掲載しています。今回は、平成24年4月、大阪の老舗クラブ NOON を経営していた金光正年さんが、都道府県公安委員会の許可を得ず、客にダンスと飲食をさせたことが現行(平成28年4月現在)の風営法に規定されている「設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業」(法2条1項3号)に当たるとして逮捕・起訴された事件につき、1審で無罪判決、検察の控訴に対し控訴棄却の判決を勝ち取った NOON 弁護団で活躍した水谷恭史弁護士(61期、大阪弁護士会)にお話を伺いました。

—まず、NOON 弁護団(以下「弁護団」という)に入った時期、経緯を教えてください。

私は、弁護団が発足してから約1か月後に、知り合いの弁護士から声をかけてもらい、加入しました。元々信頼関係があった弁護士に声をかけてもらったことに加え、事案の内容を聞き、金光さんの逮捕・起訴は明らかに間違っており、この事件に関わることは重大な意義があると思いましたが、弁護団に加入することに迷いはありませんでした。

—弁護団の期の構成、人数を教えてください。

弁護団には、1審の裁判が始まった時には二十数名ほどの弁護士が加入していました。期の構成は、50期代が数名、他は全て60期代の弁護士なので、60期代の割合が多く、若い期で構成された弁護団といえます。本件は大阪で裁判が行われていましたので、大阪の弁護士が中心となって活動していますが、東京や沖縄、京都の弁護士も参加しています。このように全国の弁護士が弁護団に加入したのは、弁護団の方々の人脈があったからだと思います。

弁護団に加入した弁護士は元々クラブや音楽に関心があって加入した人が多いですが、クラブや音楽にはそこまで関心がないものの、刑事弁護を熱心にやっていて、刑事弁護人として本件に関わることに意義を感じて参加した弁護士もあり、私もその一人でした。私自身は、大学時代にクラブに数回行ったことがあるぐらいでした。

—弁護団の特徴を教えてください。

弁護団の期の構成が若く、お互いに遠慮せず腹を割って意見交換ができたことが特徴の一つだと思います。また、

若手ということもあってほとんどの弁護士はITに親しみがあるので、連絡を取り合う際にはドロップボックス、メール、ングリスト等を活用し、FAXはほとんど使いませんでした。

また、この弁護団にはNOONトライアルサポートという支援団体があることも特徴です。NOONトライアルサポートは、DJ、VJ(ビデオジョッキー)、他のクラブの従業員、NOONの常連のお客さんが中心となって結成された支援団体です。金光さんを支援するためのクラブイベントを開催してカンパを集めてくれたり、ホームページを立ち上げてくれたりしました。

—裁判の中で印象に残ったことを教えてください。

警察の摘発を受けた日はイギリスのロックイベントを開催しており、摘発の瞬間にはSuedeというイギリスの超人気ロックバンドの「Trash」という曲がかかっていたのですが、そのうち3人が摘発の瞬間に「Trash」がかかっていたことを覚えていると証言しました。彼らは、警察が主張するようないかがわしい目的を持ってクラブに来ていたのではなく、純粋に音楽を楽しみに来ていたので、摘発の際に警察がメガホンを使って大声を挙げて流れていた曲が遮られてしまったことを強烈に覚えていたのです。

—水谷さんが弁護団で行った活動の内容を教えてください。

私は、弁護団の主任弁護人として活動し、各種書面の取りまとめや全体の立証方針を確定したり、警察官に対する反対尋問を行ったりしました。特に印象深かったのは、最初の予定主張書面を提出したときです。書面を提出するまでに



大阪弁護士会
水谷 恭史 弁護士 (61 期)

3か月ほどの時間をかけ、皆で議論し尽くしてやっと作成した書面だったので印象に残っています。

—— 1審判決の当日の様子を教えてください。

判決の言渡しの際、刑罰を宣告する前触れである「被告人を」ではなく、「無罪」を宣告する前触れである「被告人は」という文言を聞いたときは、嬉しいという気持ちよりもほっとした気持ちが強かったです。判決まであと1か月弱というタイミングで、NOONトライアルサポート主催のNOONが摘発されてから2周年記念イベントを行ったのですが、イベント会場でお客さんは、金光さんが無罪になって当然という雰囲気になっていました。私は、刑事裁判がそんなに甘いものではないと内心思っているながらも、「弁護士として金光さんを無罪にする義務がある」とお客さんに話していたので、自分が話したことを無事の実現できてほっとしました。

判決の後、NOONで無罪記念のパーティーを行いました。摘発を受けた後はお店に設置してあったミラーボールを取り外していたのですが、パーティーの最中に金光さんが脚立を持ってきて、外していたミラーボールを付けたときには、お客さんから盛大な拍手が起こりました。

—— 判決を聞いた後の金光さんの様子はどのようなものでしたか。

金光さんは、嬉しそうな顔はしていましたが、必要以上にはしゃいだりせず、自分を律していたように思います。金光さんは、自分一人が無罪になっても意味はなく、クラブでダンスをすることを規制するような風営法を改正する必要がある、という強い信念を持っていたので、そのような様子だったのだと思います。ただ、本人も内心では不安に思っていたようで、散髪のときに円形脱毛症になっていたのを発見したと言っていました。

—— 風営法の規制内容についてはどのように思われますか。

我々は、裁判を通じて、クラブは、音楽、ダンス、ファッション、アートなどの多様な芸術的表現が発信される「表現のゆりかご」としての意味を担っていることから文化である

といえ、そうした場所で皆が音楽を楽しむことを規制することが果たして成熟した文化秩序といえるのか、と主張してきました。西洋では、当初、クラブで音楽を楽しむことは大衆文化に過ぎませんでした。歴史を積み重ねることにより、現在ではファーストクラスの文化になっています。日本でも歴史を積み重ねることにより、クラブで音楽を楽しむことを文化として昇華させる必要があり、今はその文化を形成する過程であると思います。

現行の風営法（なお、同法は平成27年6月24日に改正され、改正風営法が本年6月23日までに施行予定）の前身である風俗営業取締法が制定された昭和23年当時の「西洋ダンスはいかがわしいもので一律に規制すべき」との考え方に基づいており、このような考え方は時代遅れの規制だと思えます。

—— 若手が弁護団に入るメリットはどのような点にあると思いますか。

弁護団にいる弁護士と接することにより、先輩弁護士などの経験と知識に裏打ちされた物の見方、仕事の仕方、考え方等を知ることができ、弁護士としての技術を磨き続けることができる機会を与えられることが大きなメリットだと思えます。弁護士会などで開かれる研修でも知識を得ることはできますが、実際の事件で勉強したほうが圧倒的に自分の血肉になりやすいと思えます。また、弁護団事件は、大きな社会的意義を有する事件が多いので、個人個人の関わりだけでなく、法改正等を通じて社会全体のシステムを変えるような問題に関わることができることも大きなメリットの一つだと思えます。

—— 若手弁護士へメッセージをお願いします。

若手弁護士には、どんどん積極的に弁護団に入って欲しいと思えます。そもそも弁護士は忙しい上、弁護団事件は経済的にペイできる事件ばかりではないので、気後れしてしまうかもしれませんが、とても意義のある活動をしている実感を得ることができ、また、弁護士として成長することができると思えます。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

37期(1983/昭和58年)

伸びやかに過ごした2年間



会員 太田 治夫 (37期)

1983年4月に修習が始まった37期の修習生は約450人（うち女性は約1割）、前・後期修習は10組に分かれ、旧岩崎邸跡地に立つ湯島の研修所で行われた。大学を卒業して間もない者から子どもの手が離れたのを機に一念発起して合格した者まで、年齢も社会経験も様々な修習生が机を並べて学んだ前期修習は、新鮮に感じられた。

2年修習の日程的余裕からか、前期・後期とも施設見学や旅行があり、クラス対抗のソフトボール大会、能楽鑑賞等の行事もあって、起案、講義が続くなかで息抜きとなった。前期で特筆すべきは、修習生のリクエストに応え、各教官が「教官宅訪問」を催して下さったことか。何回かに分けてクラスの修習生を招き、篤くもてなして頂いたが、その人となりを知ることができ、教官と修習生の距離がぐっと縮まったように思う。しかし、当時の教官とご家族の負担はどれほどだったろうかと思出すたび頭が下がる。

実務修習地・横浜では、32人の修習生が4班（各8人）に分かれて、各庁会の修習を一回りした。どこでも大変温かく親切にご指導頂いたが、私には最初の刑裁修習の印象が深い。これは、研修所前期の座学を離れて最初に生の事件に触れたということもあるが、配属された刑事部の部長のおかげでもある。高名な最高裁判事のご子息であられた部長は、法廷でこそ厳格な刑事裁判官の顔を見せるが、裁判官室では、自分でコーヒーを淹れながら、ご自身の経験にまつわる様々なエピソードを、脱線しながら語って下さった。ユーモラスでサービス精神旺盛の方で、修習生にはとても魅力的

だった。裁判官の仕事にも惹かれるものがあった。

次いで弁護修習に入ると、指導担当弁護士が三浦市三崎の出身ということで、関内の事務所を離れ、地元の法律相談や横須賀支部にしばしば出向くこととなった。道すがら先生と良く話をし、庁舎内で静かに記録を読み込んで過ごすのとは違うダイナミックな仕事ぶりに、じっとしてられない性格の自分には弁護士の方が合っているかなと感じ、弁護士志望が固まったように思う。城ヶ島での忘年会でマグロの冷凍ブロックをお土産に頂いたりして、先生には随分とご馳走になった。修習が終わってからも声をかけて下さり、既に先生は他界されたが、事務所出身の弁護士の皆さんとは年1回ゴルフ旅行のご縁を頂いている。

その後、民裁・検察修習でも充実した日々を送ったが、残り1年を切ってからはあっという間だった。横浜も旅行や見学は他の修習地同様に充実していたし（船酔いで辛かった海上保安庁の巡視艇乗船など、いくつもの記憶が残っている）、横浜修習の伝統か、どの修習でも詰め込み主義とは無縁で、1年4か月間を伸びやかに過ごさせてもらった。

振り返ると2年という修習期間は長かったかもしれないが、カリキュラムやノルマといったものとは別に、先輩法曹から様々な話を直接伺い、或いはその活動を見て感得するものが多かったように思う。知識以外に必要な実務家としてのマインドは、先輩法曹の指導は勿論、その日常的な交流の中で培われていくように思われる。そうした意味では、修習期間は1年半くらいあった方がよいのではと感じている。



大人のための Led Zeppelin のススメ

会員 高橋 右京 (60期)

1 音楽とは不思議なもので、昔は全然その良さがわからなかったり、はっきりと嫌いだったものが、いきなり好きになったりすることがよくある。ロック、R & B、ファンク、ブルース、ジャズといろいろ聞きかじってきた。年齢を重ねるに連れ、より渋いルーツミュージックへ踏み込んでいくのかと思いきや、意外とそうでもない。ここ最近でその良さにめざめてしまったのは、あのレッド・ツェッペリンである。

2 いわずもがな、レッド・ツェッペリン（以下「ツェッペリン」）とは、1968年にデビュー、1980年に解散した、1970年代を代表するイギリスのロックバンドである。

私が初めてツェッペリンを聞いたのは確か15歳くらいのころ。リアルタイムで聞いたわけではないが、名盤と言われていた「Led Zeppelin IV」を聞いた。有名な「天国への階段」はよいと思ったが、それ以外は「なんか暗い」という印象。20歳くらいのころだったか、「Presence」を聞いた。ファンキーな曲が多いこのアルバムはカッコいいと思ったが、その他のアルバムまで聞こうとは思わなかった。

つまり、一昨年くらいまでの私にとってのツェッペリンとは、「一応何枚か聞いた。わりと好き」という程度のバンドだった。

ところが、何がきっかけかよく覚えていないが、昨年、かれらのファーストアルバムのCDを買い、いたく感動してしまい、それから半年くらいかけてオリジナルアルバムはほぼすべて買いそろえてしまった。ちょうど2014年は彼らのアルバムのリマスター版が順次発売されていたので、「IV」などは買いなおしてしまった。

3 よくツェッペリンについて、「ハードロック・ヘヴィメタルの元祖」などと言われることがある。そういう一面もあることは否定しないが、これが誤解のもと。ヘヴィメタルの世界には、ジミー・ペイジより速くギターを弾ける人は、山ほどいるので、メタルとして聞くと、下手なバンドに聞こえてしまうおそれすらある（中学生のころの私がそうだった）。

私が思うに、彼らは本質的にはブルースのバンドなのだと思う。オリジナルなブルースをかじった後にツェッペリンを聞いてみると、ブルースに対する愛情、こだわりの深さがよくわかる。また、ブリティッシュ・トラッドなどからの影響も有名で、アコースティックな曲はとても美しい。さらには、ファンク、R & B、アメリカのフォークやウエストコースト・ロック、中東の音楽、レゲエなど、その守備範囲は実に幅広く、しかも、単に真似するだけに終わらず、ちゃんと消化して彼らの音楽にしている。彼らの音楽オタクぶりがひしひしと伝わってくる。この奥深さが、若き日の私にはわからなかったのだ。

ただ、これらのジャンルを消化した上で、圧倒的なパワーで聞かせるという意味では、確かに彼らの音楽は「ハード」で「ヘヴィ」だ。こんなバンドは他にいない。

4 そんなわけで、音楽は好きだし、レッド・ツェッペリンの名前くらいは知っているけどちゃんと聞いたことがない、ヘヴィメタはちょっと、という大人の皆さま、ぜひ一度かれらのアルバムを聞いてみてください。あえておすすめアルバムを選ぶとすれば、やはりファーストアルバム「Led Zeppelin」か。バラエティに富んでいてポップな「聖なる館」もよいかもかもしれない。

『ブラッド・ダイヤモンド』

2006年/アメリカ/エドワード・ズウィック監督作品

戦争が終わればユートピアになる

会員 高島 敏秀 (40期)



【ブラッド・ダイヤモンド】
ブルーレイ ¥2,381 +税
DVD ¥1,429 +税
ワーナー・ブラザース ホーム
エンターテインメント

1 ブラッド・ダイヤモンドとは「紛争（地域の）ダイヤモンド」あるいは「血塗られたダイヤモンド」という意味である。この映画の背景には、貧しい国の血で血を洗う争いの中で採掘されたダイヤを、贅沢な装飾品として取引対象としている先進国の業者や消費者に対する痛烈な批判がある。本作品も含めこれまで4度もアカデミー主演賞にノミネートされながら、今年度5度目でようやく賞を手にしたレオナルド・ディカプリオ主演である。宣伝文句ではアクション超大作とされており、娯楽映画としても十分に楽しめるが、本質は実話をもとにした社会派の映画であろう。ハリウッドと極めて関係の深いダイヤモンド業界を批判したためか、大々的な宣伝もできず、結果としてアカデミー賞も取れなかったのではないかとの噂もある。

2 西アフリカのシエラレオネ共和国での1999年の話である。同国の面積は日本の約5分の1、人口は632万人で、1961年までイギリスの植民地であった。首都はフリータウン（なんと素晴らしい名称である）。1931年にダイヤモンド鉱が発見され、1950年代から採掘ラッシュが始まった。ダイヤモンド採掘の利権をめぐって1991年頃から内戦やクーデターが相次ぎ、国内秩序はぐちゃぐちゃとなった。

3 衝撃的な映像はたくさんある。反政府軍が集落や難民キャンプを襲う、そこでは大人とともにマシンガンを手にした10歳くらいの少年が妊婦だろうと幼い子供であろうと構わず撃ちまくる、反政府軍のリーダーは、現政権に投票ができないよう、俺たちはお前らの手をもらうと言って、村人にテーブルの前に両手を出させ、斧で手を切断してしまう、体格の良い男性は政府側

から奪ったダイヤモンドの鉱石場に連れて行って奴隷として働かせる、10歳くらいの少年も拉致したうえドラッグ漬けにして洗脳し、革命戦士として訓練して戦わせる、などである。

反政府軍は採掘場で採れたダイヤの原石を欧米の業者に売って武器を買い、闘争を継続するのである。

4 ダイヤの密輸業者として登場するのがディカプリオである。反政府軍から入手したダイヤを、「ここでは人々は生きるために殺しあう、これまでずっとそうしてきた」と言い、血塗られたダイヤの取引をも厭わない冷酷な立場で、隣国リベリアを通して欧米に輸出する。そして鉱石場で働かされていた際に高価なピンクダイヤを隠して埋めていた元漁師の男からそのダイヤを奪おうとして、拉致されて兵士とされたその男の息子や、難民となっていた妻や娘を救出することに協力するのである。

ディカプリオと美人ジャーナリスト（ジェニファー・コネリー）の活躍（素晴らしいことにラブシーンが一切ない）で、男性とその家族は救出され、イギリスに渡る。その男性の証言により、紛争ダイヤの売買を阻止する制度が導入されることとなる。

5 「Someday when the war is over, our world will be a paradise. 戦争が終わればユートピアになる」との見出しは、反政府軍に拉致されて兵士にされる少年が、家族と平穏に暮らしていた時に父親に話したセリフが印象に残ったので引用した。世界では常に戦争が存在する。我が祖国日本では戦争が終わってずいぶんと経ったが、果たしてユートピアにはなったのであろうか。



vol.3 棋友会presents

囲碁ガール対談
(その2)

鈴木 かおり × 舟橋 史恵
(63期) (63期)

【棋力】
10級
【囲碁歴】
2年
【憧れの手筋】
サルスベリ
【注目の囲碁ニュース】
井山棋聖7冠達成

【棋力】
二段
【囲碁歴】
13年
【好きな手筋】
オイオトシ
【注目の囲碁ニュース】
アルファ碁vsイセドル



鈴木 (以下「S」とする) : 4月号に続き、東弁公認の囲碁同好会「棋友会」の活動内容をご紹介します。現在、棋友会の会員数はどの位いるのでしょうか？

舟橋 (以下「F」とする) : 150人位らしいですよ。私もまだ全員とお話したことはありません。

S : 棋友会の会員の方は、皆さん初心者にも優しいですよ。教え上手で褒め上手。でも、経験者からしたら初心者との対戦は退屈じゃないですか？

F : 囲碁は置き石の数でハンデをつけることができるから、実力差があっても楽しいですよ。

S : それなら安心です。でも、私のように大人になってから囲碁を始めても、強くなれるのでしょうか？

F : もちろんですよ。棋友会の有段者の中には、修習生時代に教官や指導担当者から習ったという方、弁護士になって始めた方もたくさんいらっしゃいますよ。

S : それを聞くと心強いです。ところで、囲碁が仕事の役に立つと思うことはありますか？

F : 「囲碁は民事訴訟、将棋は刑事訴訟に似ている」という話を聞いたことがあります。相手の手を予想したり、全体を俯瞰しながら構想を練ったりすることは、日々の弁護士業務にも役立つかもしれません。

S : 面白いですね。そういえば、囲碁はその人の性格が出るゲームだとも聞きました。

F : そうですね、弁護士の碁打ちは勝負好きが多いような気がします。職業柄、碁盤の上でもつつい全力で戦ってしまうのかもしれませんが(笑)。

S : 法曹界でも、弁護士だけでなく裁判官や検察官、

公証人にも囲碁を打つ方は多いですね。

F : そうですね。全国の法曹関係者が参加する「法曹囲碁大会」が毎年11月23日(祝)に開催されていますが、昨年も北は東北から南は岡山まで総勢100人を超す法曹囲碁ファンが集まりましたね。

S : 私は昨年初めての参加でしたが、とにかく大勢の方が来られていて、ものすごい熱気でした。

F : 鈴木さんが参加した級位者リーグでは、東弁(棋友会)チームが優勝しましたね。

S : はい!こんなに早く大会に出られたのは、優しく教えてくださった先輩方のおかげです。

F : 定例会(毎月第1火曜日と第3水曜日の夕方から弁護士会館4階の第2会員室で開催)にはいつも参加するという方もいらっしゃるれば、法曹囲碁大会だけは欠かさず参加するという方もいらっしゃいますよね。

S : 仕事や家庭が忙しい方も多いでしょうからね。棋友会はマイペースに好きなときだけ顔を出せるから、私のような初心者でも参加しやすいです。

F : 碁会所よりも来やすいかもしれませんね。もっともっと多くの方に来ていただけると嬉しいです。

S : 沢山の方と囲碁で交流できると嬉しいです!

法律学

『リーガル・リサーチ 第5版』いしかわまりこ/日本評論社
 『法情報の調べ方入門』ローライブラリアン研究会/日本図書館協会
 『現代国家と市民社会の構造転換と法』角松生史/日本評論社
 『法政策学の試み』神戸大学法政策研究会/信山社
 『司法研修所論集 2015 (第125号)』司法研修所

外国法

『現代中国法入門 第7版』高見澤磨/有斐閣
 『中国の租税制裁制度』張小平/税務経理協会
 『信託と相続の社会史』Friedman, Lawrence Meir/日本評論社
 『憲法裁判所の比較研究』曾我部真裕/信山社出版
 『近代民事訴訟法史・オーストリア』鈴木正裕/信山社
 『事例で読み説くアジアフランチャイズ法務戦略』川本梨/レクシスネクシス・ジャパン
 『EU競争法の手続と実務 全訂版』井上朗/民事法研究会
 『知的財産法判例教室グローバル版』経済産業調査会
 『よくわかる世界の労働法』フレッシュフィールズ
 ブロックハウスデリンガー法律事務所/商事法務

憲法

『法人・制度体・国家』時本義昭/成文堂
 『グローバル化時代における民主主義の変容と憲法学』本秀紀/日本評論社
 『五日市憲法草案とその起草者たち』色川大吉/日本経済評論社
 『戦争に抗する』岡野八代/岩波書店
 『憲法シンポジウム』長野県弁護士会
 『Q&Aでわかりやすく学ぶ平成27年改正個人情報保護法』辻畑泰喬/第一法規
 『沖縄密約をあばく』沖縄密約情報公開訴訟原告団/日本評論社
 『プライバシー保護入門』中川裕志/勁草書房
 『マイナンバー法と金融実務』浅井弘章/経済法令研究会

選挙法

『福田博オール・ヒストリー「一票の格差」違憲判断の真意』福田博/ミネルヴァ書房

行政法

『行政法理論の探究』曾和俊文/有斐閣
 『新行政不服審査法』ぎょうべんネット/民事法研究会
 『逐条解説土地画整理法 第二次改訂版』土地画整理法研究会/ぎょうせい
 『都市再開発実務ハンドブック 2015』大成出版社
 『建築申請 memo 2016』建築申請実務研究会/新日本法規出版
 『建築法規 PRO 2016』図解建築法規研究会/第一法規
 『図解建築法規 2016』国土交通省住宅局/新日本法規出版
 『逐条解説災害対策基本法 第3次改訂版』防災行政研究会/ぎょうせい
 『東京ひまわり隊活動記録』東京ひまわり隊

警察・消防法

『警察行政法解説 全訂第2版』田村正博/東京法令出版
 『警備判例解説集 第4版』警備判例研究会/立花書房
 『道路交通法改正 Q&A』交通行政研究会/東京法令出版
 『建築消防 advice 2016』建築消防実務研究会/新日本法規出版

会計法

『政府調達制度の手引』青木孝徳/大蔵財務協会

税法

『租税法 第21版』金子宏/弘文堂
 『契約書に活かす税務のポイント』永井徳人/中央

経済学

『日税研論集 第67号 (2016)』日本税務研究センター
 『投資ストラクチャーの税務 8訂版』鬼頭朱実/税務経理協会
 『M&A・企業組織再編のスキームと税務 第3版』大田洋/大蔵財務協会
 『出向・転籍における税務実務 増補改訂版』永田金司/大蔵財務協会
 『土地評価実務ガイド』武田秀和/税務経理協会
 『ここが違う! プロが教える土地評価の要諦』東北篤/清文社
 『詳説/自社株評価Q&A 4訂版』竹内陽一/清文社

地方自治法

『地方公務員法 (新基本法コンメンタール)』晴山一穂/日本評論社
 『裁判例に見る「非正規公務員」の現状と課題』東京弁護士会労働法制特別委員会/法律情報出版

民法

『私道・境界・近隣紛争の法律相談』野辺博/学陽書房
 『最新根拠当権実務 補訂版』青山修/金融財政事情研究会
 『担保書式便覧』小林明彦/金融財政事情研究会
 『弁護士が弁護士のために説く債権法改正 改訂版』東京弁護士会法友会/第一法規
 『新民法典成立への扉』石崎泰雄/信山社
 『事業者が知っておくべき「保証」契約Q&A』東京弁護士会親和会/清文社
 『最新請負・業務委託・下請契約の法律と書式40』三修社
 『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』松尾剛行/勁草書房
 『新技術活用のための法工学』近藤恵嗣/民事法研究会
 『市民法と不法行為法の理論』吉村良一/日本評論社
 『離婚をめぐる相談100問100答 第2次改訂版』第一東京弁護士会人権擁護委員会/ぎょうせい
 『離婚後の親子関係を問い直す』小川富之/法律文化社
 『離婚をめぐる親権・監護権の実務』近藤ルミ子/学陽書房
 『親権と監護』許末恵/日本評論社
 『高齢者をめぐる法律問題入門』高齢者をめぐる法律問題研究会/大成出版社
 『相続・遺言ガイドブック』第二東京弁護士会法律相談センター運営委員会/第二東京弁護士会
 『相続法の立法的課題』水野紀子/有斐閣
 『事例にみる特別受益・寄与分・遺留分主張のポイント』近藤ルミ子/新日本法規出版
 『遺産分割実務マニュアル 第3版』東京弁護士会法友会/ぎょうせい
 『遺留分減殺請求事件処理マニュアル』野々山哲郎/新日本法規出版
 『継続時代の実態調べ 平成27年版』日税不動産鑑定士会
 『Q&A自治体のための空家対策ハンドブック』西口元/ぎょうせい
 『借地借家事件処理マニュアル』清水俊順/新日本法規
 『空き家対策の実務』北村喜宣/有斐閣
 『信託登記の実務 第3版』信託登記実務研究会/日本加除出版
 『信託の理論と実務入門』田中和明/日本加除出版
 『新しい家族信託 新訂』遠藤英嗣/日本加除出版
 『信託が拓く新しい実務』第一東京弁護士会司法研究委員会/商事法務
 『交通事故における過失相殺率 第2版』伊藤秀城/日本加除出版
 『交通事故裁定例集 33 (平成26年度)』交通事故紛争処理センター/ぎょうせい

民法

『私道・境界・近隣紛争の法律相談』野辺博/学陽書房
 『最新根拠当権実務 補訂版』青山修/金融財政事情研究会
 『担保書式便覧』小林明彦/金融財政事情研究会
 『弁護士が弁護士のために説く債権法改正 改訂版』東京弁護士会法友会/第一法規
 『新民法典成立への扉』石崎泰雄/信山社
 『事業者が知っておくべき「保証」契約Q&A』東京弁護士会親和会/清文社
 『最新請負・業務委託・下請契約の法律と書式40』三修社
 『最新判例にみるインターネット上の名誉毀損の理論と実務』松尾剛行/勁草書房
 『新技術活用のための法工学』近藤恵嗣/民事法研究会
 『市民法と不法行為法の理論』吉村良一/日本評論社
 『離婚をめぐる相談100問100答 第2次改訂版』第一東京弁護士会人権擁護委員会/ぎょうせい
 『離婚後の親子関係を問い直す』小川富之/法律文化社
 『離婚をめぐる親権・監護権の実務』近藤ルミ子/学陽書房
 『親権と監護』許末恵/日本評論社
 『高齢者をめぐる法律問題入門』高齢者をめぐる法律問題研究会/大成出版社
 『相続・遺言ガイドブック』第二東京弁護士会法律相談センター運営委員会/第二東京弁護士会
 『相続法の立法的課題』水野紀子/有斐閣
 『事例にみる特別受益・寄与分・遺留分主張のポイント』近藤ルミ子/新日本法規出版
 『遺産分割実務マニュアル 第3版』東京弁護士会法友会/ぎょうせい
 『遺留分減殺請求事件処理マニュアル』野々山哲郎/新日本法規出版
 『継続時代の実態調べ 平成27年版』日税不動産鑑定士会
 『Q&A自治体のための空家対策ハンドブック』西口元/ぎょうせい
 『借地借家事件処理マニュアル』清水俊順/新日本法規
 『空き家対策の実務』北村喜宣/有斐閣
 『信託登記の実務 第3版』信託登記実務研究会/日本加除出版
 『信託の理論と実務入門』田中和明/日本加除出版
 『新しい家族信託 新訂』遠藤英嗣/日本加除出版
 『信託が拓く新しい実務』第一東京弁護士会司法研究委員会/商事法務
 『交通事故における過失相殺率 第2版』伊藤秀城/日本加除出版
 『交通事故裁定例集 33 (平成26年度)』交通事故紛争処理センター/ぎょうせい

会社法

『会社法 第18版』神田秀樹/弘文堂
 『会社法 第2版 (新基本法コンメンタール) 1』奥島孝康/日本評論社

改正会社法下における実務のポイント

塚本英巨/商事法務
 『危機管理法大全』西村あさひ法律事務所/商事法務
 『逐条解説公益通報者保護法』消費者庁消費者制度課/商事法務
 『会社法コンメンタール 20』岩原紳作/商事法務
 『逐条解説会社法 9』酒巻俊雄/中央経済社
 『内部統制システムと株主代表訴訟』新谷勝/民事法研究会
 『監査等委員会設置会社の実務とQ&A』重泉良徳/同文館出版
 『株主総会ハンドブック 第4版』中村直人/商事法務
 『ベストプラクティス株主総会』渡辺顕/商事法務
 『株主総会』阿部丹窪片山法律事務所/商事法務
 『新株主総会実務なるほどQ&A 平成28年版』三菱UFJ信託銀行株式会社/中央経済社
 『株主総会のポイント 平成28年版』三井住友信託銀行株式会社/財経詳報社
 『2016年株主総会機関投資家対応』倉橋雄作/商事法務
 『親子会社・グループ企業監査役等の実務対応』古田清和/弁護士会館ブックセンター出版部LABO
 『監査役・監査委員・監査等委員』弁護士会大井橋法律事務所/商事法務
 『事業報告記載事項の分析』三菱UFJ信託銀行株式会社/商事法務
 『会社法計算書類の作成実務と記載事例 第4版』東陽監査法人/清文社
 『新しい事業報告・計算書類 全訂版』石井裕介/商事法務
 『会社法決算書作成ハンドブック 2016年版』太田達也/商事法務
 『組織再編』シテューワ法律事務所/商事法務

刑法

『自由の普遍的保障と哲学的刑法理論』飯島暢/成文堂
 『刑法研究 上巻(総論)』野村稔/成文堂
 『刑法研究 下巻(各論)』野村稔/成文堂
 『刑法総論 第3版』山口厚/有斐閣
 『電子証拠の理論と実務』町村泰貴/民事法研究会
 『名古屋拘置所における実務マニュアル 第4版』愛知県弁護士会
 『刑法と戦争』内田博文/みすず書房

司法制度・司法行政

『裁判員裁判・関連して死刑存廃論を中心に』萩原金美/中央大学出版社
 『裁判官の理想像』沢川満/日本評論社
 『広島弁護士会』広島弁護士会
 『横浜弁護士会から神奈川県弁護士会へ』神奈川県弁護士会
 『至誠』法友会第6部至誠会
 『弁護士懲戒事件議決例集 第17集 (平成26年)』日本弁護士連合会懲戒委員会/日本弁護士連合会
 『弁護士懲戒事件議決例集 第18集 (平成27年)』日本弁護士連合会懲戒委員会/日本弁護士連合会
 『弁護士研修講座 2016年度前期』東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
 『超高齢社会におけるホームロイヤーマニュアル 改訂』日本弁護士連合会/日本加除出版
 『今日から弁護士秘書』日本弁護士連合会弁護士業務改革委員会
 『若手弁護士のための初動対応の実務』長瀬佑志/レクシスネクシス・ジャパン

訴訟手続法

『大阪弁護士会と大阪地方裁判所各部との懇談会平成26年度』大阪弁護士会
 『コンメンタール民事訴訟法 7』菊井維大/日本評論社
 『民事手続原則の限界』長谷部由起子/有斐閣
 『最新裁判実務大系 3』須藤典明/青林書院
 『実務ガイド新・会社訴訟 増補改訂版』松田亨/金融財政事情研究会
 『明治初期向・指令裁判体制の一掬』霞信彦/慶應義塾大学出版会

『実践訴訟戦術』東京弁護士会春秋会／民事法研究会
『刑事上訴審における弁護活動』岡慎一／成文堂
『告訴・告発事案の捜査要領 第3版』小川賢一／東京法令出版
『盗犯捜査全書』城祐一郎／立花書房
『公判審理から見た捜査』高内寿夫／成文堂

訴訟記録

『神兵隊事件 別巻4』専修大学今村法律研究室／専修大学出版局

経済産業法

『消費者相談マニュアル 第3版』東京弁護士会消費者問題特別委員会／商事法務
『ネット取引被害の消費者相談 第2版』東京弁護士会消費者問題特別委員会／商事法務
『クラウド・リスク・マネジメント』PwCあらた監査法人／同文館出版
『発信者情報開示請求の手引』電子商取引問題研究会／民事法研究会
『実務解説景品表示法 第2版』波光蔵／青林書院
『福島原発事故と法政策』高橋滋／第一法規
『詳解大量保有報告制度』町田行人／商事法務
『M&Aスキーム』選択の実務』森山保／中央経済社
『投資信託・投資法人の法務』森濱田松本法律事務所／商事法務
『企業法制の将来展望 2016年度版』神作裕之／資本市場研究会
『Q&AでわかるM&A実務のすべて』GCA FAS株式会社／中央経済社
『財務会計論』滝田輝己／税務経理協会
『金融グループにおける証券関連業務を巡る諸問題』金融法務研究会事務局
『金融商品取引法 第4版』松尾直彦／商事法務
『論点詳解係争事案における株式価値評価』池谷誠／中央経済社
『先物取引裁判例集 74』先物取引被害全国研究会
『宅地建物取引の知識 平成28年版』不動産取引研究会／住宅新報社
『シチュエーション別フランチャイズ契約のトラブル防止・対応策』淵邊善彦／レクスネクス・ジャパン
『フランチャイズ事件処理の手引』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／民事法研究会
『輸出令Q&A 改訂2版』輸出令Q&A編集委員会／化学工業日報社
『金融情報システム白書 平成28年版』金融情報システムセンター／財經詳報社
『金融機関役員の法務』若田合同法律事務所／金融財政事情研究会
『必携デリバティブ・ドキュメンテーション 実戦編』植木雅広／近代セールス社
『銀行取引と相続・資産承継を巡る諸問題』金融法務研究会事務局
『設立20周年記念誌』東京都不動産鑑定士協会
『債権法改正と保険実務』保険業法に関する研究会／損保ジャパン／日本興亜福祉財団
『保険業務のコンプライアンス 第3版』中原健夫／金融財政事情研究会

知的財産法

『知的財産権を用いた資金提供・調達』川瀬真／日本評論社
『知的財産・コンピュータと法』中山信弘／商事法務
『秘密保持契約の実務』森本大介／中央経済社
『特許法 第3版』中山信弘／弘文堂
『実務解説職務発明』深津拓寛／商事法務
『シミュレーション特許侵害訴訟 改訂4版』伊原友己／経済産業調査会

通信法

『オーラルヒストリー電気通信事業法』林秀弥／勁草書房

労働法

『労働社会の変容と格差・排除』櫻井純理／ミネルヴァ書房

『QA労働・家族・ケアと法』水谷英夫／信山社
『労働法 第6版』水町勇一郎／有斐閣
『企業労働法実務入門』倉重公太郎／日本リーダーズ協会
『2015年派遣法改正と実務対応』第二東京弁護士会労働問題検討委員会／第二東京弁護士会
『日本の雇用紛争』濱口桂一郎／労働政策研究・研修機構
『労務管理・風評対策Q&A』中澤佑一／中央経済社
『図解労働・社会保険の書式・手続完全マニュアル 6訂版』高志会／日本法令
『賃金・労働条件総覧 2016年版』産労総合研究所／産労総合研究所出版部経営書院
『賃金・人事データ総覧 2016年版』労務行政研究所／労務行政
『知っておきたい建設業の労務知識Q&A 改訂3版』村木宏吉／大成出版社
『解雇・退職』宮里邦雄／旬報社
『配転・出向・降格の法律実務 第2版』石崎信憲／中央経済社

『賃金』宮里邦雄／旬報社
『最低賃金決定要覧 平成28年度版』労働調査会／労働調査会
『産業界と弁護士が解決する社員のメンタルヘルス問題』メンタルヘルス実務研究会／中央経済社
『安全衛生・労働災害』宮里邦雄／旬報社
『弁護士&産業界が教えるストレスチェック制度の運用とメンタルヘルス対策の実務』倉重公太郎／日本法令
『ユニオンへの加入・結成と活用』宮里邦雄／旬報社
『春季労使交渉・労使協議の手引き 2016年版』日本経済団体連合会／経団連出版
『派遣労働者・労働組合のための派遣労働相談マニュアル』日本労働弁護団
『労働市場における労働者派遣法の現代的役割』本庄淳志／弘文堂
『今日からできる障害者雇用』大胡田誠／弘文堂
『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 平成27年度』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『男女雇用機会均等法のポイント』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会福祉法

『介護施設運営・管理ハンドブック』鳥羽稔／日本法令
『介護保険事業運営の手引 4訂版』介護保険事業運営の手引編集委員会／中央法規出版
『介護保険制度の解説』社会保険研究所
『Q&A障害者差別解消法』野村茂樹／生活書院

医事・薬事法

『医事法講義 新編第3版』前田和彦／信山社
『医療機関のトラブルQ&A』平沼直人／労災保険情報センター
『薬事ハンドブック 2016』じほう

環境法

『地域自然資産法の解説』盛山正仁／ぎょうせい
『日本の大気汚染状況 平成26年版』環境省水大気環境局／経済産業調査会
『住環境トラブル解決実務マニュアル』東京弁護士会
『動物愛護管理業務必携 改訂版』動物愛護管理法令研究会／大成出版社

社会保険法

『障害年金審査請求・再審査請求事例集』安部敬太／日本法令
『社会保険核論』加藤智章／旬報社
『相談員の疑問に答える年金相談事例集』澤山秀明／日本法令

教育法

『学校法人会計のすべて 第3版』斎藤力夫／税務経理協会
『防げ! 学校事故』内野令四郎／第一法規
『逐条学校教育法 第8次改訂版』鈴木勲／学陽書房
『法人職員・公務員のための労働法72話』小島典明／シアース教育新社

『ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム』講演録 平成27年度』日本体育協会日本スポーツ少年団

国際法

『国際法原理論』Kelsen, Hans／信山社
『BEYOND PROOF』国連難民高等弁務官駐日事務所
『国際投資仲裁ガイドブック』末富純子／中央経済社
『はじめての英文契約書の読み方』寺村淳／アルク
『WTO・FTA入門』小林友彦／法律文化社
『国際取引紛争 第2版』中村達也／成文堂
『外国人の法律相談Q&A 第3次改訂版』第一東京弁護士会人権擁護委員会／ぎょうせい
『旅券法逐条解説』旅券法研究会／有斐閣
『外国人技能実習生・研修生の入国・在留手続Q&A 第4版2』国際研修協力機構／国際研修協力機構教材センター
『高度人材ポイント制』高宅茂／日本加除出版

辞典

『法令用語辞典 第10次改訂版』角田礼次郎／学陽書房
『法律学小辞典 第5版』高橋和之／有斐閣

法令集

『六法全書 平成28年版1』山下友信／有斐閣
『六法全書 平成28年版2』山下友信／有斐閣
『金融六法 平成28年版1』学陽書房
『金融六法 平成28年版2』学陽書房
『会計監査六法 平成28年版』日本公認会計士協会／日本公認会計士協会出版局
『消費者六法 2016年版』甲斐道太郎／民事法研究会
『経済産業六法 2015』経済産業省／東洋法規出版
『外国為替・貿易小六法 平成28年版』外国為替研究協会
『金融会計監査六法 平成28年版』日本公認会計士協会／日本公認会計士協会出版局
『農林水産六法 平成28年版』農林水産法令研究会／学陽書房
『トラック関係法令便覧 改訂4版』大成出版社
『環境六法 平成28年版1』中央法規出版
『環境六法 平成28年版2』中央法規出版
『法令全書 平成28年2月号(1)』国立印刷局
『法令全書 平成28年2月号(2)』国立印刷局
『国会制定法律集 第187回-第189回』衆議院法制局

条約集

『国際条約集 2016年版』岩沢雄司／有斐閣

判例集等

『交通事故民事裁判例集 48-1』不法行為法研究会／ぎょうせい
『行政関係判例解説 平成26年』行政判例研究会／ぎょうせい
『新・判例解説Watch 18』新判例解説編集委員会／日本評論社
『地方公務員人事判定集 第64集(平成28年版)』全国人事委員会連合会／ぎょうせい
『公正取引委員会審決集 61』公正取引委員会／公正取引協会

白書

『女性労働の分析 2014年』21世紀職業財団

図書館学

『情報資源組織法 第2版』志保田務／第一法規

地図

『ブルーマップII東村山市 201603』ゼンリン
『ブルーマップ横浜市港北区 201603』ゼンリン
『ブルーマップ横浜市栄区 201603』ゼンリン
『ブルーマップ鎌倉市 201603』ゼンリン
『ブルーマップ成田市1[成田] 201603』ゼンリン
『ブルーマップ熊谷市[熊谷] 201603』ゼンリン
『ブルーマップII中央区 201603』ゼンリン
『ブルーマップII渋谷区 201603』ゼンリン

平成28年(2016年)熊本地震の被災者支援に関する会長声明

2016(平成28)年4月14日午後9時26分に発生したマグニチュード6.5の地震及び同月16日午前1時25分に発生したマグニチュード7.3の地震並びにその後の余震を含む熊本県及び大分県を震源とする一連の地震により熊本県及び大分県等には多大な人的・物的被害が生じております。

この地震により亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

当会は、被災地域の日も早い復旧・復興が実現することを願い、「熊本地震義援金」を集め、被災地弁護士会に届けることとしました。

日本弁護士連合会は、2016(平成28)年4月14日午後11時に災害対策本部を立ち上げ、被災者の皆様の支援に取り

組んでおりますが、当会も過去の震災に対する支援活動で培った経験を活かし、熊本県弁護士会、大分県弁護士会、鹿児島県弁護士会、九州弁護士会連合会及び日本弁護士連合会をはじめ、関係各機関と連携して、被災地への法的支援と被災された市民の皆様の被害回復のための活動に積極的に取り組んでまいります。

当会は多くの被災者の皆様が被っている苦難とともに克服するために全力を尽くすことをここに決意します。

2016年4月20日

東京弁護士会会長 小林 元治

朝鮮学校への適正な補助金交付を求める会長声明

1 文部科学省は、本年3月29日、朝鮮学校が所在する28都道府県に対し、政府が「北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が…教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしている」と認識していることを殊更摘示した上で、朝鮮学校への補助金交付について、「朝鮮学校にかかる補助金の公益性、教育進行上の効果等に関する十分な御検討」や「補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行の確保」等を要請する、「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」(以下「本件通知」という)を发出した。

この点、馳浩文部科学大臣は、本年3月29日付け記者会見において、本件通知について、「朝鮮学校に補助金を出す権限は自治体側にありますので、私としては留意点を申し上げただけであって、減額しろとか、なくしてしまえとか、そういうことを言うものではありません。」と説明し、地方公共団体に対して朝鮮学校に対する補助金支給を自粛するよう求めるものではないと説明している。この趣旨は、本件通知においても「朝鮮学校に通う子供に与える影響にも十分に配慮しつつ」と一定の言及がなされているところではある。

しかしながら、本件通知が、上記のように政府の朝鮮学校に対する否定的な認識のみを殊更摘示した上で検討を求めている点に加え、本年2月7日付けで自由民主党より发出された「北朝鮮による弾道ミサイル発射に対する緊急党声明」が、対北朝鮮措置の強化のため「朝鮮学校へ補助金を支出している地方公共団体に対し…全面停止を強く指導・助言すること」を政府に提言したことを受けて发出された経緯があることに照らせば、本件通知を受領した各地方公共団体において、政府が外交的理由から朝鮮学校に対する補助金交付の停止を自粛するよう促していることを受け止める危険性が極めて高い。現に、報道によれば、一部地方公共団体において、政府の意向を忖度して補助金の支給を停止する意向が示され始めており、このような流れが今後も続くことが強く懸念される。

2 そもそも、朝鮮学校に対する補助金の支給は、朝鮮学校に在籍する生徒が日本国憲法第26条1項、同第14条、児童の権利に関する条約第30条、国際人権規約A規約(「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」)第13条、人種差別撤廃条約(「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」)などにより保障されている学習権や民族教育を受ける権利を実質的に保障するために行われている措置である。したがって、かかる支給を停止することは、これら

の生徒の人権を侵害する重大な結果を招くこととなる不利益措置であることが十二分に認識されなければならない。

また、朝鮮学校に在籍する生徒とは無関係な外交問題を理由として朝鮮学校への補助金を停止することは、憲法第14条、国際人権(自由権・社会権)規約、人種差別撤廃条約及び子どもの権利条約が禁止する不当な差別に該当する疑いが極めて高い。このことは、2014(平成26)年8月29日に公表された国連人種差別撤廃委員会による総括所見においても、東京都をはじめとする一部の地方公共団体において朝鮮学校に対する補助金の凍結もしくは継続的な縮減が行われていることについて、人権侵害についての強い懸念が指摘されているところである。

しかしながら、本件通知には、地方公共団体において考慮すべきこれらの重要な要素についての言及が一切なされていない。

3 また、朝鮮学校については、歴史的経緯から日本に深く根ざし生活する在日コリアンの子ども達が通う各種学校であり、民族教育を軸に据えた学校教育を実施する場として一定の社会的評価が形成されていることは民事訴訟判決等においても認定されているところである(大阪高判平成26年7月8日判例時報2232号34頁等参照)。しかしながら、本件通知においては、このような点に関する事実の摘示は全くなされず、政府の「認識」として極めて一面的な事実のみが摘示されている。

4 このように、本件通知については、地方公共団体が朝鮮学校に対する補助金支給にあたって考慮されるべき重要な要素についての指摘が欠けている反面、殊更、朝鮮学校に対する補助金の支給に対する消極要素が強調されているものと評価せざるを得ない。

この点、地方自治法上、国が地方公共団体に対する関与を行うにあたっては、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされ、国が自治事務に関する助言として許されるのは恣意的ともいえるような判断又は意思等を含まない「技術的」助言に限定されるものとされている(地方自治法第245条の3、同法第245条の4)。しかしながら、本件通知の内容は、上記のような考慮要素の選択において、明らかな恣意が介在しているものと評価せざるを得ず、かかる地方自治法にも違反している疑いが強い。

5 加えて、朝鮮学校に対しては、昨今、人種差別的攻撃が多数加えられていることが報告されており、一部については、刑事裁判、民事裁判、法務局による人権救済措置の対象となる深刻な事態が生じている。このように社会的に人種差別が蔓延している状況において、政府が本件通達を発出すれば、朝鮮学校に通う子供らに社会的孤立感を抱かせたり、日本社会に対し朝鮮学校やその生徒を差別しても構わないという誤ったメッセージを伝えることとなりかねず、人種差別撤廃条約により人種差別を撤廃する義務を負担している政府がこのような措置を取ることで、同条約違反の問題を生じさ

せるおそれもある。

6 当会は、以上の理由から、文部科学省に対しては、本件通知の速やかな撤回を求めるとともに、地方公共団体に対しては、朝鮮学校に対する補助金の支出について、上記の憲法及び各種人権条約の趣旨を踏まえ、適正な交付がなされるよう求めるものである。

2016年4月22日
東京弁護士会会長 小林 元治

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」に対する会長コメント

1 本コメントの趣旨

自民党及び公明党は、いわゆるヘイトスピーチに関して、本年4月8日、参議院に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」（以下「本法案」という。）を提出し、参議院法務委員会で審議が続いている。

本会は、本法案中のいわゆる「適法居住要件」の削除を強く求める。

2 本コメントの理由

(1) 本会は、与野党がヘイトスピーチ等の人種差別問題を重要な課題として認識し、その対策のための法案が国会に提出されたことについては、これを評価するものである。

(2) しかし、本法案に関しては様々な議論がなされているが、とりわけ、対象となる「不当な差別的言動」を「適法に居住する者に対する」言動に限定していること（第2条（いわゆる「適法居住要件」））は、人権保障の観点からおおよそ許容されてはならず、その削除を求めるものである。

もとより差別は誰に対しても許されないものであり、在留資格の有無を考慮する余地はない。在留資格を有しない人に対してであれば、人種や民族を理由としたヘイトスピーチも許されるなどということはおよそあり得ないものである。適法

居住要件を定めることにより、在留資格を有しない人や難民申請者らに対するヘイトスピーチは許されるとの誤った受け止め方をされ、これらの人々に対するヘイトスピーチを助長するおそれが高い。

また、かような限定は、人種差別撤廃条約の解釈基準として人種差別撤廃委員会が発表した「市民でない者に対する差別に関する一般勧告30」において、「人種差別に対する立法上の保障が、出入国管理法令上の地位にかかわらず市民でない者に適用されることを確保すること、および立法の実施が市民でない者に差別的な効果をもつことがないよう確保すること」（パラグラフ7）と勧告されていることに真っ向から反するものである。

さらに、この要件があると、枕詞として「不法滞在」「犯罪」をつければこれまで通りのヘイトスピーチを行うことができるといった抜け道を法律自体が提供することとなってしまう、ヘイトスピーチの解消という法の目的を果たすことができない。

以上の理由から、適法居住要件の削除を求めるものである。

2016年4月28日
東京弁護士会会長 小林 元治

オバマ大統領の広島訪問に関する会長談話 ～核なき世界の実現を目指して～

オバマ大統領が、原爆投下から71年目の年に、アメリカ合衆国の現職大統領として初めて広島を訪問することが決まった。このことは大変に意義深く、歴史的なことである。

現職のアメリカ合衆国大統領の広島訪問は、原爆投下により広島及び長崎で亡くなった多くの犠牲者を追悼するとともに、未来に向けた核兵器廃絶への強い姿勢を示すものである。

オバマ大統領は、就任直後の2009年4月5日にチェコのプラハにおける演説で、アメリカ合衆国が「核兵器のない世界」を追求する決意を表明したが、広島訪問によって世界にその姿勢が再び示されることで、世界的な核軍縮の流れが加速することが期待される。

そして、今回の訪問は、「米大統領に、被爆の実相を知ってほしい」という被爆者と被爆地の願いに応える行動でもある。被爆者は、人類の一員として、核兵器による惨禍の実態を伝えようとしており、オバマ大統領はその思いを受けとめて、「核兵器のない世界」の実現につなげてほしい。

アメリカ合衆国は原爆を投下した唯一の国であり、日本は唯一

の被爆国である。そのような立場にある両国が世界の核兵器の廃絶について果たすべき役割は大きい。

現職の大統領が広島を訪問し、被爆の実態を直接知ることにより、アメリカ合衆国の核兵器政策に影響を与える契機となり、未来に向けて核兵器廃絶という課題を前進させる原動力になってもらいたい。

そして、日本は、核兵器の惨禍を世代と国境を越えて伝えていくとともに、国際社会の核兵器の廃絶に向けての取り組みを主導する使命があることを自覚しなければならない。

進む道は困難であるものの、国際社会の声に耳を傾け、英知を結集して、人類の平和のために、日米両国がそれぞれの立場で核兵器の廃絶に向けて前進していくことが強く望まれる。

当会は、人類不戦の原理の堅持と、核なき世界の実現をめざして、これからもあらゆる努力をしていく所存である。

2016年5月23日
東京弁護士会会長 小林 元治